

大槌町障がい福祉プラン

第4期大槌町障がい者計画
第7期大槌町障がい福祉計画
第3期大槌町障がい児福祉計画

《 素 案 》

大 槌 町

目次

《基本計画》第4期大槌町障がい者計画.....	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨と背景	2
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画策定期間.....	3
第2章 障がいのある人の現状	4
1 人口と世帯数の推移	4
2 障害者手帳所持者数.....	5
3 アンケート調査からみる現状	6
第3章 計画の基本的な考え方.....	18
1 基本理念	18
2 計画の基本目標.....	18
<基本目標1> 地域で安心して生活できる まちづくりの推進.....	18
<基本目標2> 社会的自立と社会参加の推進.....	18
<基本目標3> 福祉のまちづくりの推進.....	18
3 施策の体系.....	19
第4章 施策の方向性.....	20
1 地域で安心して生活できる まちづくりの推進.....	20
2 社会的自立と社会参加の推進.....	26
3 福祉のまちづくりの推進.....	30
《実施計画》第7期大槌町障がい福祉計画(前期) 第3期大槌町障がい児福祉計画(前期).....	33
第5章 成果目標、サービス見込量等の実績.....	34
第1節 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の成果目標に対する進捗状況.....	34
第2節 障害福祉サービス等の進捗状況	38
第6章 計画の成果目標(令和8年度末)	47
第1節 成果目標の設定の考え方	47
第2節 成果目標の設定	47
第7章 障がい福祉サービスの見込み及び確保方策.....	54
第1節 サービス見込値設定の考え方.....	54
第2節 訪問系サービス	54
第3節 日中活動系サービス	56
第4節 居住系サービス	60
第5節 相談支援	61
第8章 障がい児支援の見込み及び確保方策.....	62
第1節 サービス見込値設定の考え方.....	62
第2節 障がい児通所支援・障がい児相談支援等	62

第9章 地域生活支援事業の見込み及び確保方策.....	64
第1節 サービス見込量設定の考え方.....	64
第2節 市町村必須事業.....	64
第3節 任意事業.....	69
第4節 大槌町独自の取組み.....	70
《 資料 編 》.....	72

《 基本計画 》

第 4 期大槌町障がい者計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

大槌町では、平成11年度に策定した第1期の障がい者計画、続く第2期からは障がい者計画を「基本計画」、障がい者児福祉計画を「実施計画」として、この2つの計画を一体的に捉えた「大槌町障がい福祉プラン」を策定し、前計画となる第3期まで、いずれも『ともにつくるふれあいのまち大槌』を基本理念を理念に掲げ、障がい者が必要とする障がい福祉サービス等を計画的に整備することにより、安心して地域で自立した生活ができる社会の実現に向けたまちづくりを推進してきました。

この間、わが国の障がい者福祉を取り巻く環境は、国全体の超高齢化社会を背景にした障がい当事者の高齢化や介護する同居家族の高齢化、発達障がいや医療的ケア児などをはじめとする特性に応じた切れ目のない支援の必要性など、大きく社会構造が変化するとともに、多様化・複雑化してきています。

平成29年の社会福祉法の改正により、市町村の地域福祉計画を各福祉分野における共通事項を定める上位計画として位置付け、地域課題解決のために必要となる施策や体制の整備、各福祉分野を乗り越えて取り組むべき事項を定めることとされました。

さらに、平成30年には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われることとなりました。

また、令和3年4月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを進めています。

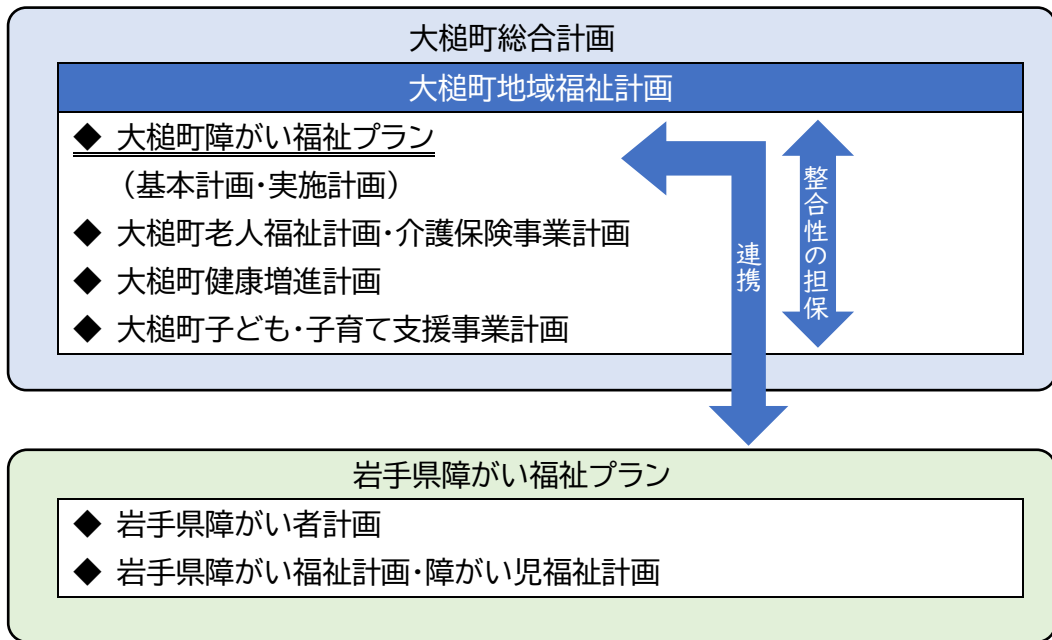
本計画は、国・県の動向や上位計画にあたる大槌町総合計画や大槌町地域福祉計画の方向性を踏まえつつ、これまで取り組んだ障がい者施策の実績や課題を確認するとともに、施策の一層の充実を図るためニーズに即した必要なサービス量などを位置付け、本町の掲げる基本理念である、障がいのある人もない人もすべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すものです。

2 計画の位置づけ

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画であり、本町では障害者総合支援法第88条の規定による市町村障がい福祉計画、及び児童福祉法第33条の規定による市町村障がい児福祉計画と一体的に策定します。

「第4期大槌町障がい者計画」は、本町の障がい者施策の基本理念を実現するため、「第7期大槌町障がい福祉計画」及び「第3期大槌町障がい児福祉計画」は実施計画として、各種サービスの見込値や生活支援に関する施策について具体的な目標値を定めています。

また、「大槌町総合計画」を上位計画として、関連する「大槌町地域福祉計画」、「大槌町老人福祉計画・介護保険事業計画」、「大槌町子ども・子育て支援事業計画」等、関連する個別計画と整合を図りながら策定します。



3 計画策定期間

本計画の期間は、基本計画については令和6年度から令和11年度、実施計画については令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

【計画の期間】

大槌町障がい福祉プラン	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障がい者計画 (基本計画)				第3期計画	第4期計画				
障がい福祉計画 (実施計画)				第6期計画	第7期計画(前期)		第7期計画(後期)		
障がい児福祉計画 (実施計画)				第2期計画	第3期計画(前期)		第3期計画(後期)		

第2章 障がいのある人の現状

1 人口と世帯数の推移

(1) 人口の動向

本町の総人口は、令和2年3月末時点では11,572人であったものが、令和5年3月末では10,837人と、6.4%ほど減少しています。世帯数も同様であり、0.7%ほど減少しています。

(単位:人、世帯)

年度	人 口			世帯数
	男	女	合計	
平成30年度	5,661	6,129	11,790	5,359
令和元年度	5,530	6,042	11,572	5,308
令和2年度	5,407	5,901	11,308	5,292
令和3年度	5,291	5,774	11,065	5,268
令和4年度	5,193	5,644	10,837	5,272
令和5年度	5,176	5,620	10,796	5,282

資料:住民基本台帳(各年度末現在、令和5年度は7月末現在)

2 障害者手帳所持者数

(1) 身体障がい者の状況

① 等級別の身体障害者手帳所持者の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	人数	233	236	226	219	219	215
	割合	36.6%	37.6%	36.8%	37.2%	37.7%	37.3%
2級	人数	123	115	105	96	96	94
	割合	19.3%	18.3%	17.1%	16.3%	16.5%	16.3%
3級	人数	82	77	75	78	77	79
	割合	12.9%	12.3%	12.2%	13.3%	13.3%	13.7%
4級	人数	114	121	130	122	116	117
	割合	17.9%	19.3%	21.2%	20.7%	20.0%	20.3%
5級	人数	44	39	37	34	34	34
	割合	6.9%	6.2%	6.0%	5.8%	5.9%	5.9%
6級	人数	40	40	41	39	39	38
	割合	6.3%	6.4%	6.7%	6.6%	6.7%	6.6%
合計	人数	636	628	614	588	581	577

※各年度3月末日現在、令和5年度は7月末日現在

② 障がい種別ごとの身体障害者手帳所持者の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障がい	人数	63	60	55	52	53	53
	割合	9.9%	9.6%	9.0%	8.8%	9.1%	9.2%
聴覚・平衡 機能障がい	人数	58	60	67	61	64	66
	割合	9.1%	9.6%	10.9%	10.4%	11.0%	11.4%
音声・言語	人数	8	8	6	7	7	6
	割合	1.3%	1.3%	1.0%	1.2%	1.2%	1.0%
肢体不自由	人数	332	323	311	285	280	277
	割合	52.2%	51.4%	50.7%	48.5%	48.2%	48.0%
内部障がい	人数	175	177	175	183	177	175
	割合	27.5%	28.2%	28.5%	31.1%	30.5%	30.3%
合計	人数	636	628	614	588	581	577

※各年度3月末日現在、令和5年度は7月末日現在

(2) 知的障がい者の状況

① 判定別の療育手帳所持者の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A判定	人数	39	40	42	41	41	41
	割合	32.8%	33.3%	34.1%	33.6%	32.5%	32.8%
B判定	人数	80	80	81	81	85	84
	割合	67.2%	66.7%	65.9%	66.4%	67.5%	67.2%
合計	人数	119	120	123	122	126	125

※各年度3月末日現在、令和5年度は7月末日現在

(3) 精神障がい者の状況

① 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	人数	34	37	32	33	27	25
	割合	35.1%	33.9%	33.0%	32.7%	28.7%	29.4%
2級	人数	49	58	59	62	61	55
	割合	50.5%	53.2%	60.8%	61.4%	64.9%	64.7%
3級	人数	14	14	6	6	6	5
	割合	14.4%	12.8%	6.2%	5.9%	6.4%	5.9%
合計	人数	97	109	97	101	94	85

※各年度3月末日現在、令和5年度は7月末現在

3 アンケート調査からみる現状

(1) 当事者向けアンケート

○ 調査目的

本調査は、障がいのある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向などを把握し、計画策定の基礎資料として障がいのある人の福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

○ 調査対象者と回収数(率)

区分	送付件数	
手帳所持者	身体障害者手帳	331
	療育手帳	79
	精神障害者保健福祉手帳	101
特別児童扶養手当受給対象児童	11	
障害児サービス利用者	29	
障害者サービス利用者	30	
送付数計	581	

- ・ 回収数(回収率):198件(34.1%)

内訳:身体障がい者 123件、知的障がい者 39件、精神障がい者 28件、障がい児 9件

※重複障がいの場合はダブルカウント

○ 調査方法

郵便配送法及び Web アンケート形式

○ 調査期間

令和5年10月3日(火)~10月20日(金)

■ 調査結果の概要

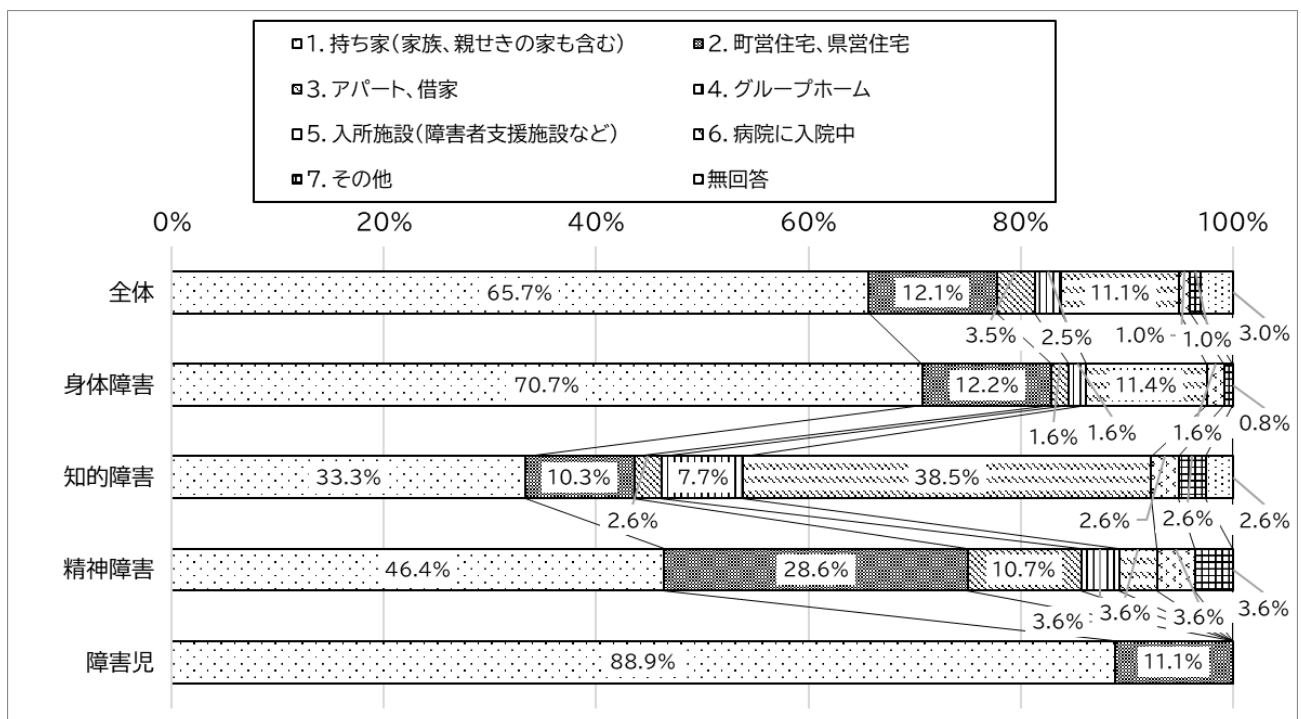
アンケート調査結果より、主に暮らし方や生活に係る設問及び回答を以下に抽出しました。

Q16. あなたは現在どこで暮らしていますか。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 持家(家族、親せきの家も含む) | 5. 入所施設(障害者支援施設など) |
| 2. 町営住宅、県営住宅 | 6. 病院に入院中 |
| 3. アパート、借家 | 7. その他 |
| 4. グループホーム | |

全体では、「持家(家族、親せきの家も含む)」が 65.7%で最も高く、次いで「町営住宅、県営住宅」が 12.1%となっています。障がい別では、身体障がい者や障がい児では「持家」が 7~8割以上である一方、知的障がい者では「入所施設(障害者支援施設など)」が38.5%と高くなっています。

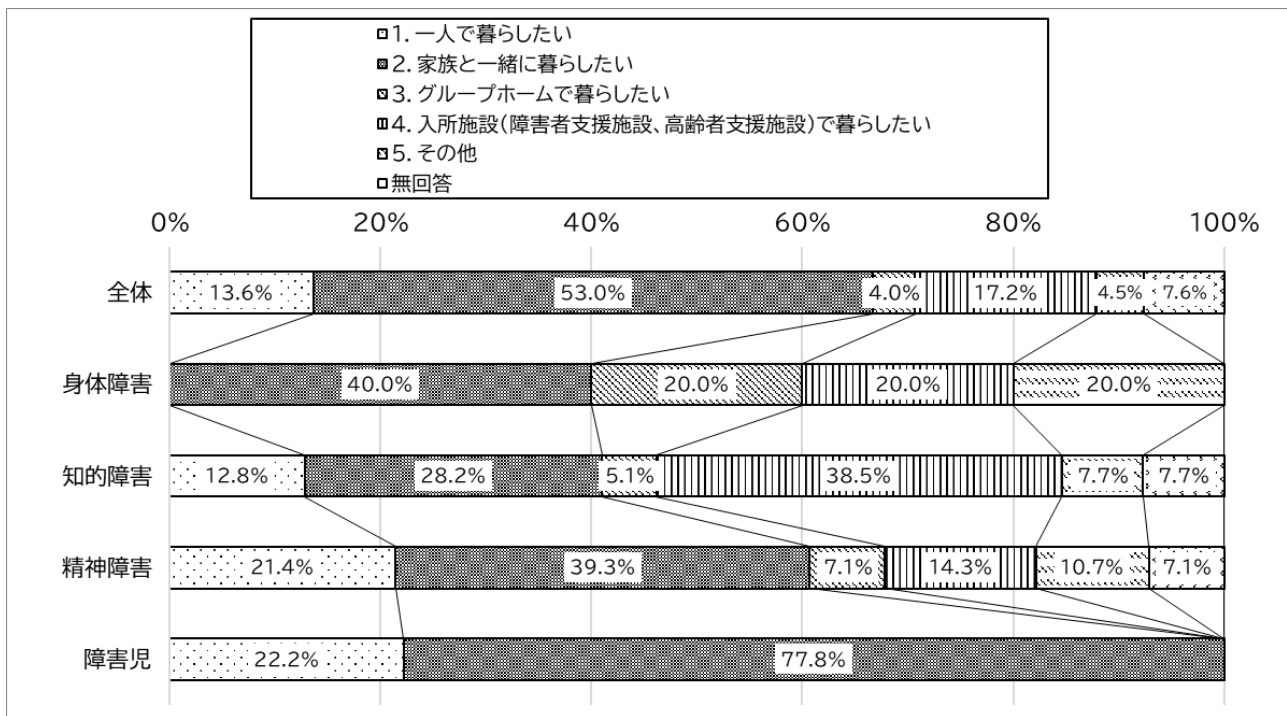
全体の 8 割程度は、地域で「持家」「町営・県営住宅」「アパート・借家」で暮らしており、「グループホーム」は全体でも 5 件(2.5%)と少ない回答数となっています。



Q17. あなたは将来どのような暮らしをしたいと思いますか。(選択は1つだけ)

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| 1. 一般の住宅で一人暮らしをしたい | 4. 入所施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしたい |
| 2. 家族と一緒に生活したい | 5. その他 |
| 3. グループホームで暮らしたい | |

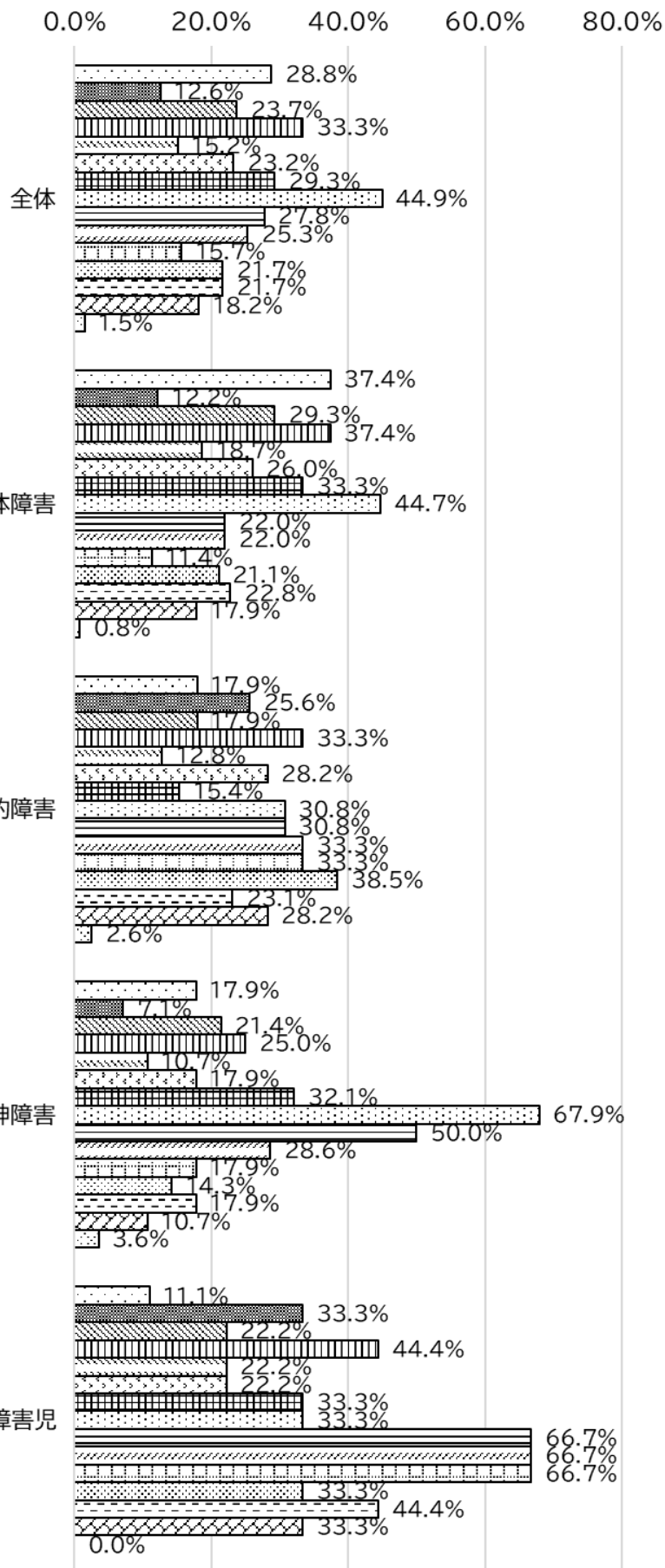
全体では、「家族と一緒に生活したい」が53.0%で最も高く、次いで「一人で暮らしたい」が 17.2%となっています。障がい別では、障がい児では「家族」が77.8%程度と非常に高くなっている一方で、知的障がい者では、「家族」に次いで、「グループホームで暮らしたい(5.1%)」、「入所施設で暮らしたい(38.5%)」など家族と離れて住む希望についても同程度に高くなっています。また、精神障がい者や障がい児では「一人で暮らしたい」という回答も 2 割を超えて 2 番目に高く、地域の中で自立して暮らしたいという希望を持つ人の割合が多いと推測されます。



Q18. 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。(あてはまるものすべて選択)

1. 在宅で医療ケアなどが適切に受けられること
2. グループホームなどの住まいの確保
3. 在宅で暮らしやすい制度があること(自宅のバリアフリー化への助成制度など)
4. ホームヘルパーなど、必要な在宅サービスが適切に利用できること
5. リハビリなどの生活訓練の充実
6. 外出時のサポート
7. 交通機関の充実(ノンステップバスなど一人で出かけられる環境)
8. 経済的な負担の軽減
9. 相談できる場所を増やすこと、相談支援体制を充実させること
10. 地域住民の障がいに対する理解
11. コミュニケーションについての支援
12. 余暇や楽しみの活動
13. 緊急および日常において、宿泊ができる支援(短期入所)
14. 緊急および日常において、日中預かりができる支援(日中一時支援など)
15. その他

全体では「経済的な負担の軽減」の割合が最も高く、特に精神障がい者では 70%弱と非常に高くなっています。医療や障がい福祉サービスを利用することが多い身体障がい者では「在宅で医療ケアなどが受けられる(37.4%)」や「ホームヘルパーなど、必要な在宅サービスが適切に利用できること(37.4%)」が高くなっています。また、知的障がい者では「余暇や楽しみの活動(38.5%)」が最も高くなっています。そのほか、知的障がい者、精神障がい者、障がい児では「相談できる場所を増やすこと、相談支援体制を充実させること」「地域住民などの理解」なども高い割合となっており、地域で生活していく上での相談や障がい理解への支援が求められていると推察されます。

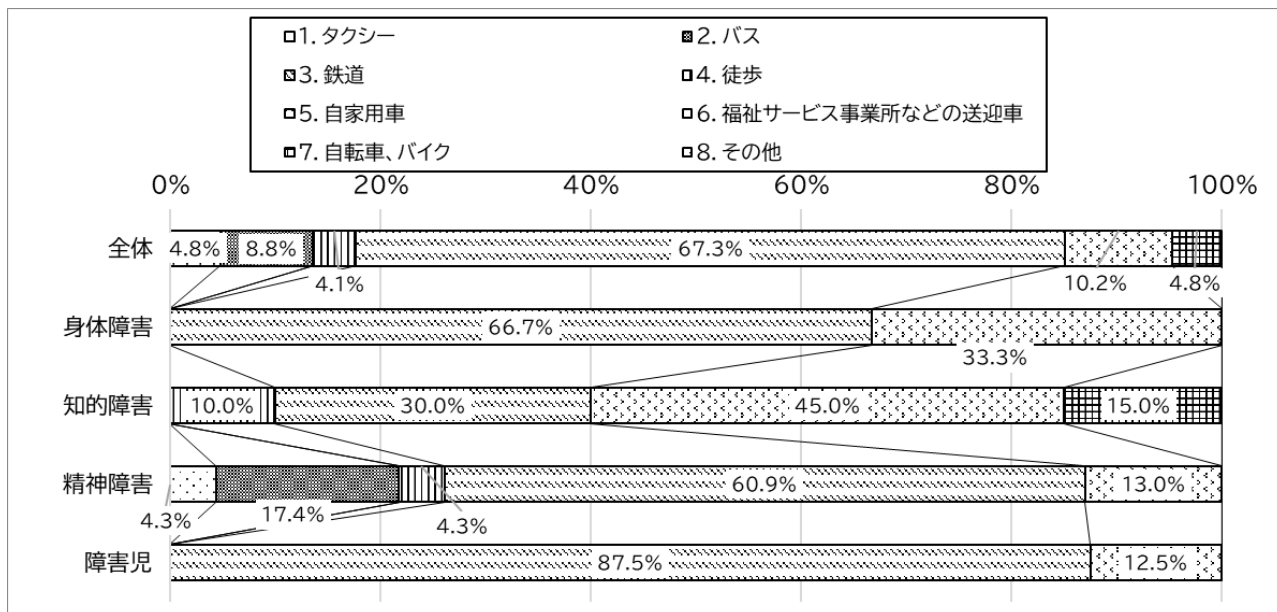


- 1. 在宅で医療ケアなどが適切に受けられること
- 2. グループホームなどの住まいの確保
- ▨ 3. 在宅で暮らしやすい制度があること(自宅のバリアフリー化への助成制度など)
- 4. ホームヘルパーなど、必要な在宅サービスが適切に利用できること
- ▨ 5. リハビリなどの生活訓練の充実
- 6. 外出時のサポート
- ▨ 7. 交通機関の充実(ノンステップバスなど一人で出かけられる環境)
- 8. 経済的な負担の軽減
- ▨ 9. 相談できる場所を増やすこと、相談支援体制を充実させること
- 10. 地域住民の障がいに対する理解
- ▨ 11. コミュニケーションについての支援
- ▨ 12. 余暇や楽しみの活動
- 13. 緊急および日常において、宿泊ができる支援(短期入所)
- ▨ 14. 緊急および日常において、日中預かりができる支援(日中一時支援など)
- 15. その他

Q22. あなたが外出するとき使用する手段は何ですか。

- | | |
|---------|--------------------|
| 1. タクシー | 5. 自家用車 |
| 2. バス | 6. 福祉サービス事業所などの送迎車 |
| 3. 鉄道 | 7. 自転車、バイク |
| 4. 徒歩 | 8. その他() |

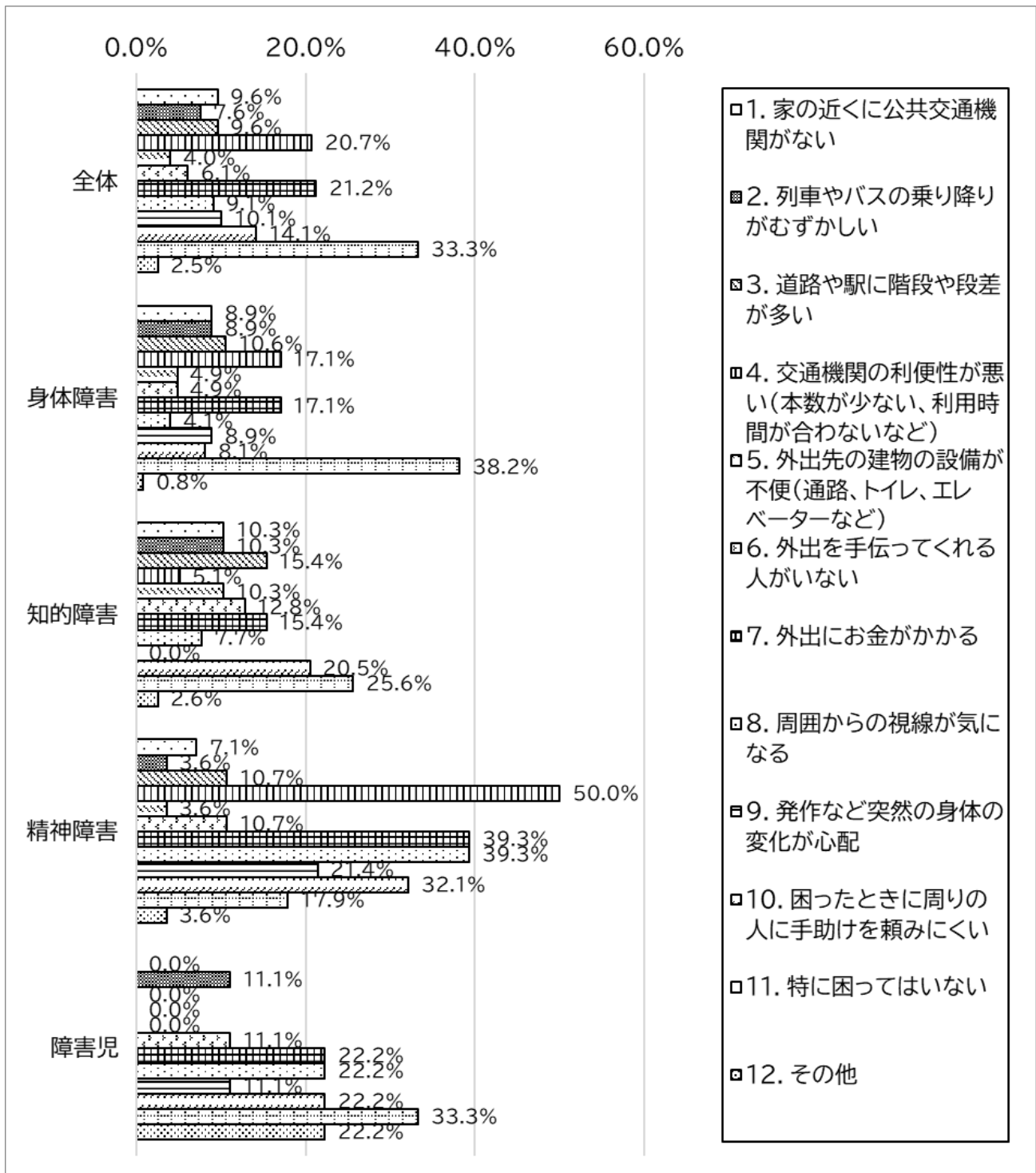
全体では「自家用車(67.3%)」が最も多く、次いで「送迎車」が10.2%「バス」が8.8%となっています。障がい別では、知的障がい者で「送迎車」が45.0%と半数近くで、精神障がい者では「バス」が17.4%と一定程度の割合を占めています。



Q23. 外出するときに困ることは何ですか。(あてはまるものすべて選択)

- | |
|------------------------------------|
| 1. 家の近くに交通機関がない |
| 2. 列車やバスの乗り降りがむずかしい |
| 3. 道路や駅に階段や段差が多い |
| 4. 交通機関の利便性が悪い(本数が少ない、利用時間が合わないなど) |
| 5. 外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど) |
| 6. 外出を手伝ってくれる人がいない |
| 7. 外出にお金がかかる |
| 8. 周囲からの視線が気になる |
| 9. 発作など突然の身体の変化が心配 |
| 10. 困ったときに周りの人に手助けを頼みにくい |
| 11. 特に困ってはいない |
| 12. その他() |

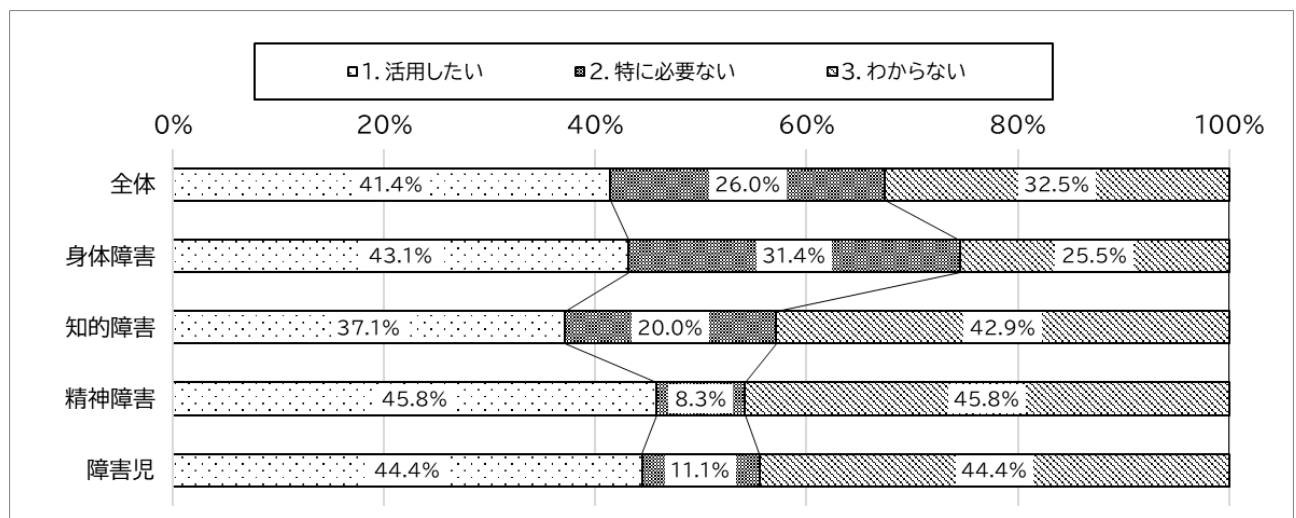
全体では、「7. 外出にお金がかかる」が20.7%、「4. 交通機関の利便性が悪い(本数が少ない、利用時間が合わないなど)」が21.2%と高くなっています。障がい別では、バスを多く使っている精神障がい者で、「4. 交通機関の利便性が悪い」が50%と非常に高く、知的障がい者では「10. 困ったときに周りの人に手助けを頼みにくい」という回答も25.6%と比較的高くなっています。



Q34. 障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、何でも相談できる窓口があれば、活用したいと思いますか。(選択は1つだけ)

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 活用したい | 2. 特に必要ない |
| 3. わからない | |

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を何でも相談できる窓口としては、基幹相談支援センターがその機能を担う役割を持ちますが、本設問ではすべての障がい種別で「活用したい」が4割前後となっており、相当数のニーズがある状況が伺えます。現在、基幹相談支援センターは釜石大槌圏域には設置されていない状況ですが、当該調査結果を踏まえると、設置に向けた検討を進めていく必要があると考えられます。



■ 町民(当事者)向けアンケートの総括

【住まいや暮らしの希望について】

将来の暮らし方について「家族と一緒に生活したい」という回答が最も多い一方で、知的障害者や精神障害者では「グループホーム」や「入所施設」など家族と離れて一人で暮らしたいという回答も一定数ありました。

大槌町内には入所施設はありますがグループホームは無い状況であり、障がいのある人が住み慣れた地域で自立して暮らしていくために、一定程度の支援を受けながら生活できるグループホーム整備の必要性は高いと考えられます。

あわせて、地域で生活するための支援では、「相談支援体制を充実させること」や「地域住民などの理解」などが高い割合となっており、地域における障がい者に対する理解やきめ細かな相談対応が求められていると推察されます。

【外出の内容、方法について】

身体障害者と精神障害者では外出の目的が「買い物」「病院への受診」という回答が多くなっています。知的障害者では「買い物」に次いで「通勤・通学・通所」が多くなっていますが、まったく外出しないという人も3割以上となっています。外出手段の質問では、自家用車という回答が大半を占めており、仮に家族等がない場合、外出手段がなくなってしまう障がい者が多くいることが想定されます。

現在、釜石大槌圏内には買い物等に利用できる移動支援サービスを実施する事業者がない状況ですが、前ページの今後の利用意向でも一定のニーズがあることから、今後何らかの障がい者の移動手段の確保について具体的な検討が必要であると思われる。

【日中活動について】

日中の活動については自宅や施設・病院という回答が半数前後を占めており、仕事をしている方は11～13%と少なくなっています。一方で、仕事をする上で必要な支援として「職場の上司や同僚に障害の理解があること」など、周囲の人の理解や支援を求める回答の割合が高くなっており、また、移動等に対して不安や困難を感じている人が一定割合いることがアンケートより推測されます。

今後のサービス利用意向において、就労 A・B を利用したいという回答は一定数あり、また、令和6年度から始まる就労選択支援についても21件の利用意向があることから、個々の障がい者の希望や適性に合った就労へのチャレンジの機会提供について、検討が必要であると考えられます。

【相談相手について】

いずれの障害でも、「家族や親せき」に相談している割合が最も高くなっています。身体障害者及び精神障害者では「かかりつけの医師や看護師」、知的障害者では「グループホームや施設の指導員など」の割合も高くなっており、日常的に身近な相手に相談をしていることが見て取れます。一方で、精神障害者では「どこ(だれ)に相談してよいかわからない」や「相談相手がない」も多く、気軽に相談できる先の情報提供等が必要であると推測されます。

そういった中では、障害のことや福祉サービスなどに関する情報を何でも相談できる窓口として、基幹相談支援センターがその機能を担う役割を持っていますが、現在、基幹相談支援センターは釜石大槌圏域には設置されていない状況であり、当該調査結果を踏まえると、設置に向けた検討を進めていく必要があると考えられます。

(2)事業所アンケート

○ 調査対象と回収率

調査対象:町より各事業所へ協力依頼

配布数:26件 有効回答数(回収率): 21件(80.8%)

○ 調査方法

Web アンケート形式

○調査期間

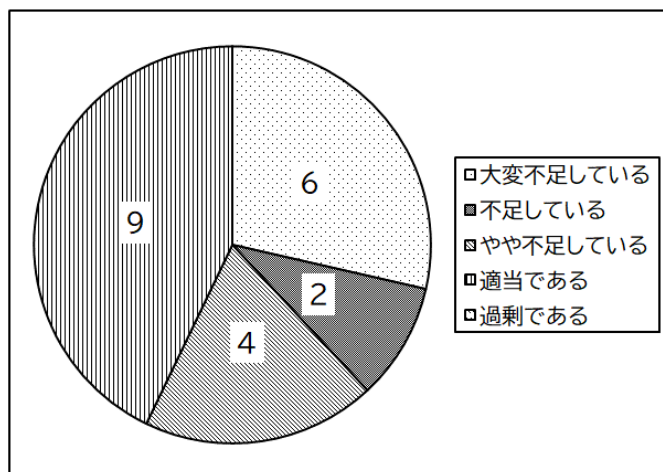
令和5年10月10日(火)~10月23日(月)

■ 調査結果の概要

アンケート調査結果より、大槌町・釜石市エリアの障害福祉サービス事業者の課題認識やサービス提供意向に関する設問及び回答を以下に抽出しました。

Q3 貴事業所の業務量に対する職員の過不足は次のうちどれですか。

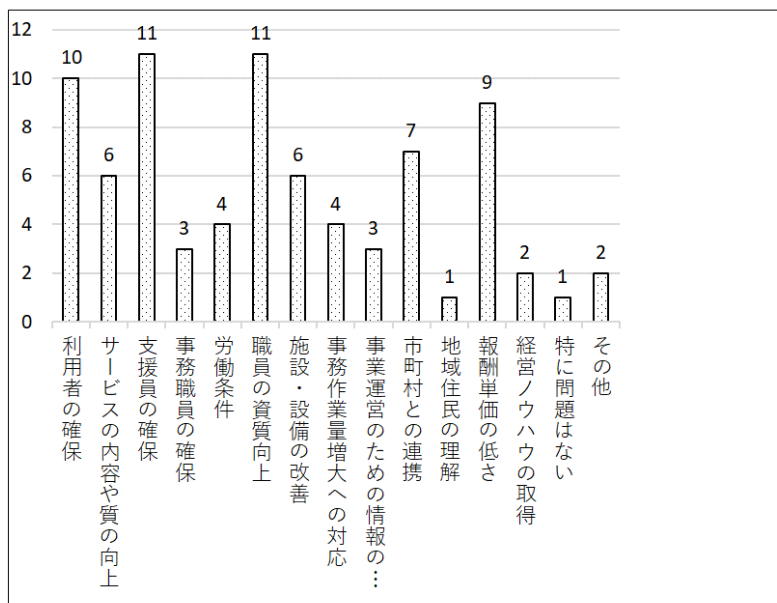
回答	件数	構成比
大変不足している	6	28.6%
不足している	2	9.5%
やや不足している	4	19.0%
適当である	9	42.9%
過剰である	0	0.0%
計	21	100.0%



各事業所における、業務量に対する職員の過不足状況としては、「適当である」が9件(42.9%)と最も多かった一方、「大変不足している」の回答も6件(28.6%)ありました。「過剰である」という回答は0件で、約半数以上の事業所が職員の不足感を感じているという現状がわかりました。

Q5 貴事業所で円滑な事業運営のため改善したい課題は何ですか。

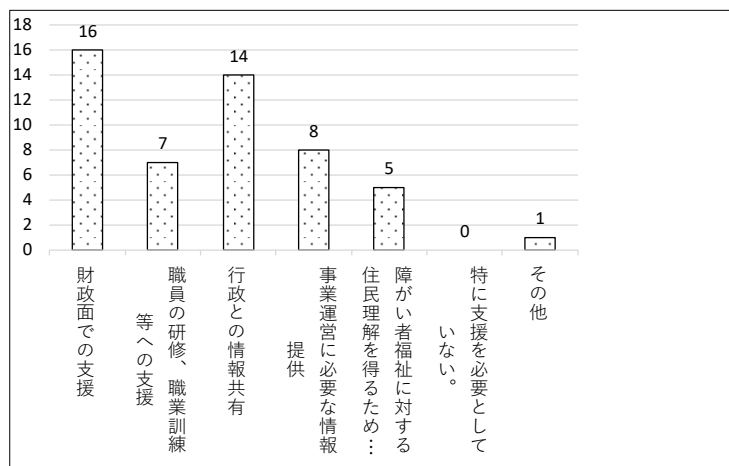
回答	全体	
	件数	構成比
利用者の確保	10	12.5%
サービスの内容や質の向上	6	7.5%
支援員の確保	11	13.8%
事務職員の確保	3	3.8%
労働条件	4	5.0%
職員の資質向上	11	13.8%
施設・設備の改善	6	7.5%
事務作業量増大への対応	4	5.0%
事業運営のための情報の入手	3	3.8%
市町村との連携	7	8.8%
地域住民の理解	1	1.3%
報酬単価の低さ	9	11.3%
経営ノウハウの取得	2	2.5%
特に問題はない	1	1.3%
その他	2	2.5%
計	80	100.0%



円滑な事業運営のため改善したいに課題については、「支援員の確保」と「職員の資質向上」を挙げた事業所が 11 件ずつと最も多く、次いで「利用者の確保」という回答が 10 件ありました。前ページ同様、人員不足が課題としつつも、サービスの質の担保のため職員の資質向上を課題と考えている事業所が多いことが読み取れます。

Q6 今後の事業運営にあたって、行政等の関係機関のどのような支援が必要でしょうか。

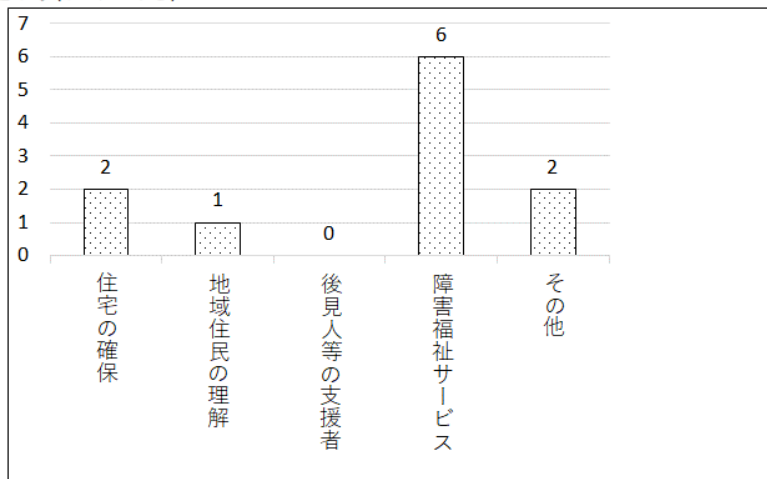
回答	全体	
	件数	構成比
財政面での支援	16	31.4%
職員の研修、職業訓練等への支援	7	13.7%
行政との情報共有	14	27.5%
事業運営に必要な情報提供	8	15.7%
障がい者福祉に対する住民理解を得るための周知、啓発	5	9.8%
特に支援を必要としない。	0	0.0%
その他	1	2.0%
計	51	100.0%



行政等の関係機関に求める支援については、「財政面での支援」を挙げた事業所が 16 件と最も多く、次いで「行政との情報共有」という回答が 14 件ありました。Q5 でも「市町村との連携」が課題としていた事業所も多く、自立支援協議会等での行政と情報共有のあり方について、あらためて検討が必要だと感じている事業所が多いと思われます。

Q17利用者の相談にのる中で、大槌町の障がい者にとってどのような資源が不足していると感じますか。※「障害福祉サービス」を選択された方は、具体的なサービス名をご記入ください。(いくつでも)

回答	全体	
	件数	構成比
住宅の確保	2	18.2%
地域住民の理解	1	9.1%
後見人等の支援者	0	0.0%
障害福祉サービス	6	54.5%
その他	2	18.2%
計	11	100.0%



○ 具体的な障害福祉サービス名

就労継続支援事業、グループホーム、生活介護
居宅介護
グループホーム、ヘルパー事業所(障がい)、B型や生活介護は選択できるととても良い、
①グループホーム ②生活訓練事業 ③障がい者に特化した居宅介護事業所 ④基幹相談支援センター ⑤地域生活支援事業
グループホーム・緊急時受け入れ可能施設の確保・就労継続支援 B型の事業所数
共同生活援助事業、通所事業所

○ その他回答

①マスト以外にも立ち寄れるところ②精神科病院、GHは近くに病院がないとやり難い
訪問入浴(さわ水だと受けられないため)

大槌町・釜石市エリアの相談支援事業所に対し、どのような資源が不足しているかを聞いたところ、「障害福祉サービス」という回答が6件と最も多く、具体的には上記のように6件中5件に「グループホーム(共同生活援助)」が不足しているとの回答がありました。また、関連して「住宅の確保」についても2件回答がありました。

現在は大槌町内にグループホームがない状況ですが、障がいのある人が大槌町で暮らしていくためには、一定程度支援を受けつつ自立した生活が可能なグループホームの整備が求められていることが推察されます。

■ 事業所向けアンケートの総括

大槌町・釜石市エリアの障害福祉サービス事業所が抱える課題の多くは、全国的な傾向と同様、「支援員の確保」と「職員の資質向上」が最も多く、次いで「利用者の確保」という回答が多くありました。人員不足が課題としつつも、サービスの質の担保のためには、当然ながら職員の資質向上も必須であり、それを課題と考えている事業所が多いことが読み取れます。

また、日々利用者から直接の相談を受けている相談支援事業所が、地域に不足していると感じる資源としては、「障害福祉サービス」という回答が最も多く、具体的には「グループホーム(共同生活援助)」が不足しているとの回答が多くありました。この傾向は当事者向けアンケートの回答でも見られ、現在は大槌町内にグループホームがない状況ですが、障害のある人が大槌町で暮らしていくためには、一定程度支援を受けつつ自立した生活が可能なグループホームの整備が求められていることが推察されます。

その他、相談を取り巻く環境として、こちらも当事者向けアンケート同様、総合的・専門的なことを相談できる窓口である基幹相談支援センターの機能に対しても必要であるという意見もあり、自立支援協議会等での協議を通じ、設置に向けた検討を進めていく必要があると思われます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできるまちを目指して、障がい者施策の基本的な方向を定めるものとします。

第1期計画から継承している私たちの想いをさらに深めつつ、私たちが将来に望むまちのあるべき姿としての地域共生社会の実現に向け制度や分野の垣根を超えた支援体制を整備し、誰もが地域で孤立せずに安心して暮らせるようなまちづくりを進めるための理念として、以下のとおりとします。

「ともにつくるふれあいのまち大槌」

2 計画の基本目標

基本理念を具現化するために、以下の3つの基本目標を設定します。

<基本目標1> 地域で安心して生活できる まちづくりの推進

<基本目標2> 社会的自立と社会参加の推進

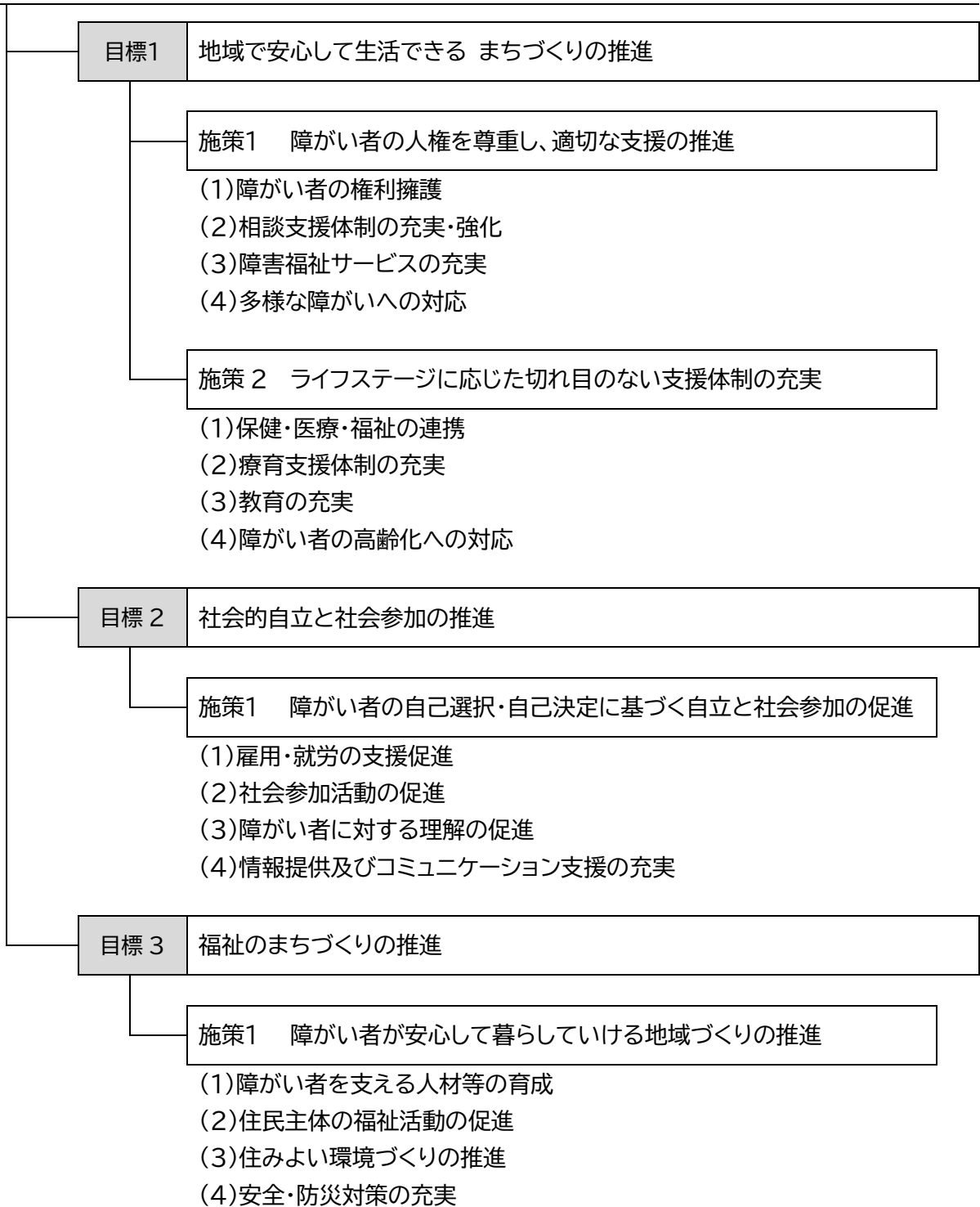
<基本目標3> 福祉のまちづくりの推進

3 施策の体系

第3期計画の施策の分野を継承しつつ、国の障害者基本計画と整合を図り、本計画における施策体系を次のとおりとします。

基本理念

ともにつくるふれあいのまち大槌



第4章 施策の方向性

1 地域で安心して生活できる まちづくりの推進

施策1 障がい者の人権を尊重し、適切な支援の推進

【現状と課題】

障がいのあるなしに関わらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら安心して生活できる社会の実現が求められています。当町において、アンケート調査において、回答のあった障がい者のうち 11.9%が差別的な経験をしたことがあると回答しています。当町で暮らす障がい者の人権を尊重し、さまざまな障壁を取り除きながら、障がい者に対する相談体制等の充実やきめ細やかな支援の推進が重要となっています。

【施策推進の方向】

(1)障がい者の権利擁護

【施策項目】

- ① 権利擁護の推進、障がいを理由とする差別の解消の推進、虐待の防止
- ② 成年後見制度利用の促進、成年後見センター及び成年後見地域連携ネットワークの活用
- ③ 本人の自己決定を尊重する観点からの意思決定の支援に配慮した支援等の推進

(2)相談支援体制の充実・強化

- ① 相談支援体制の充実
- ② 本人主体のケアマネジメント体制の推進
- ③ 障がい者自立支援協議会との連携強化

(3)障がい福祉サービスの充実

- ① 自立支援給付及び地域生活支援事業などの障がい福祉サービスの適切な提供
- ② 各関係機関と連携し、きめ細やかな支援を推進

(4)多様な障がいへの対応

- ① 難病患者・高次脳機能障がい者等の方にも配慮した支援

(1) 障がい者の権利擁護

施策項目	概要
① 権利擁護の推進、障がいを理由とする差別の解消の推進、虐待の防止	障がい者に対する差別や虐待を根絶するための啓発・教育の推進、障がい者の権利に関する理解促進や権利擁護に関する支援体制の充実など、すべての人が平等に社会生活を営むことができる社会の実現に向け、地域全体で普及啓発に務めます。
② 成年後見制度利用の促進、成年後見センター及び成年後見地域連携ネットワークの活用	釜石・遠野地域成年後見センターを中心に、成年後見制度に関わる関係機関等を対象とした研修会や、家族や弁護士以外でも、一般の人が財産管理を行う市民後見人の育成や研修会も開催し制度の普及啓発を推進しています。
③ 本人の自己決定を尊重する観点からの意思決定の支援に配慮した支援等の推進	自ら意思を決定することや、表明することが難しい障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する意思決定支援を行うとともに、障がい者が自らの決定に基づいた相談支援や適切な障がい福祉サービスを受けられるよう、関係機関等と連携して支援を推進しています。

(2) 相談支援体制の充実・強化

施策項目	概要
① 相談支援体制の充実	当町では、現在2法人へ相談支援事業を委託し、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営む事ができ、また身近な地域で専門的な支援が受けられるよう相談支援体制の充実に取り組むべく、相談支援事業を実施しております。
② 本人主体のケアマネジメント体制の推進	当町における障害福祉サービス等の利用計画作成率は100%です。障がい者本人の意向を最大限尊重し、障がい者が自らの生活を主体的に選択・決定できるよう、障がい者の生活ニーズと社会資源を適切に結びつけ、障がい者がその能力や意向に応じて、地域で自立した生活を営むことを支援、推進していきます。
③ 障がい者自立支援協議会との連携強化	釜石大槌地域障がい者自立支援協議会は、障がい者支援の質の向上と、障がい者の自立と社会参加の促進に不可欠であり、これらの取り組みを通じて、障がい者支援の現場における課題を解決し、障がい者がその能力や意向に応じて、地域で自立した生活を営むことができるよう障がい者自立支援協議会と連携を強化し支援を継続していきます。

(3) 障がい福祉サービスの充実

施策項目	概要
① 自立支援給付及び地域生活支援事業などの障がい福祉サービスの適切な提供	障がい者がその能力や意向に応じて、地域で自立した生活を営むことができるよう、支援を継続的に行い、また、障がい者の自立と社会参加の促進を継続していきます。これらの支援の質を向上させ、状況の変化に応じて、サービスの内容や提供を適宜見直し、適切なサービスを適切なタイミングで提供できるよう努めます。
② 各関係機関と連携し、きめ細やかな支援を推進	障がい者本人のニーズを把握し、意思決定を尊重し、障がいの状態に応じて、きめ細やかなサービスを提供するために、障がい者本人やその家族、支援事業者など、さまざまな主体と連携して取り組んでいきます。

(4) 多様な障がいへの対応

施策項目	概要
① 難病患者・高次脳機能障がい者等の方にも配慮した支援	難病患者や高次脳機能障がい者の方は、障がいの特性や症状によって、さまざまな困難や課題を抱えています。これらの困難や課題を克服し、その能力や意向に応じて、地域社会で生きていくことができるように、啓発活動や相談支援の充実、地域社会への理解と協力を促進していきます。

施策2 ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実

【現状と課題】

就学前の乳幼児期から、学校教育、就労など、ライフステージに対応した総合的かつ継続的な支援を行う体制を充実させていくことが求められています。行政・関係機関・地域が連携して対応できる環境の整備や、様々な立場の人による協議の場において、効果的な支援策を検討し、切れ目のない支援をしていくとともに、個々のニーズに応じた支援ができるように、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携し、支援体制の充実を図っていく必要があります。

【施策推進の方向】

【施策項目】

- | | |
|-----------------|--|
| (1)保健・医療・福祉の連携 | <ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関の連携によるニーズに応じた支援の充実 ② こころの健康づくりの推進 |
| (2)療育支援体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ① 障がい児支援の提供体制の整備及び障がい児通所支援などの支援体制の充実 ② 子育て支援の充実 |
| (3)教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ① 特別支援教育の推進 ② 教育環境の整備 |
| (4)障がい者の高齢化への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ① 施設や地域における支援の充実 |

(1) 保健・医療・福祉の連携

施策項目

概要

- ① 関係機関の連携によるニーズに応じた支援の充実

障がいや疾病の早期把握、早期治療のみならず、二次障がいの発生予防、在宅障がい者の健康管理や医療・リハビリテーションの充実を図るために、保健・医療・福祉・その他関係機関の連携が求められており、今後も相談しやすい窓口や専門相談の充実を図りながら、保健・医療・福祉・その他の関係機関と連携し、支援していきます。

- ② こころの健康づくりの推進

こころの健康づくりに関わる機関の連携の強化に努めると共に、「元気・活いき大槌21プラン」に基づき、こころの健康に関する取り組みを推進します。また、地域こころのケアセンターや釜石保健所などの、必要な支援が受けられるように、専門の相談窓口に繋げていきます。学校においては、スクールカウンセラーなどの専門家による支援が行われております。実務者会議などを通じて、関係者間での連携を図っていきます。

(2) 療育支援体制の充実

施策項目

概要

- ① 障がい児支援の提供体制の整備及び障がい児通所支援などの支援体制の充実

障がいを早期に発見し、早期に必要な療育を受けることは、その後の障がいの軽減や発達に及ぼす影響が大きいことから、各種健康診査の充実と障がい児の健全な発達を支援する相談体制、療育体制の充実が求められており、障がい児が乳幼児期から成人期に至るまで、一貫性のある適切かつ継続的な支援が受けられるようにするため、関係機関等と基本的な情報を共有し、連携した支援を行っていきます。

- ② 子育て支援の充実

当町では、令和元年度に「大槌町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定しています。障がい児施策の推進として、障がい児に対する理解を地域全体で共有することが大事であり、広報・啓発を一層図っていくことに加え、障がいのある子どもへの支援を行う保育士や教員等が必要な情報を得ることができるよう支援するとともに、相談支援体制の整備に努めることとしております。今後とも保育・教育分野と連携し、子育て支援の充実を図っていきます。

(3) 教育の充実

施策項目

概要

- ① 特別支援教育の推進

子どもたちの多様な教育的ニーズを把握し、子どもたちが、その持てる力を高め一人一人の能力や特性等を最大限に伸ばし、達成感をもちながら充実した時間を過ごし、生きる力を着実に身に付けていけるよう、適切な指導及び支援を行います。

さらに、教育的ニーズのある子どもたちに対して、連続性のある「多様な学びの場」を提供することや、同世代の子どもたちとの交流等を通じ、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することにより、自立と社会参加を見据えた適切な指導及び支援に努めます。

- ② 教育環境の整備

障がいのある子どもたちの状況に応じた教育を受けられるよう、教科書をはじめとする教材や教具等の工夫を図り、一人一人が、授業や活動の内容を分かり、意欲的に参加することにより、達成感や自己肯定感を高めながら生きる力を育めるような環境の整備に努めます。

(4) 障がい者の高齢化への対応

施策項目

概要

① 施設や地域における支援の充実

障がい者の高齢化や障がい者を支援する側の高齢化は、喫緊に対応を考えなければならない大きな課題となっています。障がい者が住み慣れた地域で生活を送るために、在宅または施設に入所している障がいのある高齢者それぞれのニーズに適した切れ目のない支援やサービスの充実に努めます。

2 社会的自立と社会参加の推進

施策1 障がい者の自己選択・自己決定に基づく自立と社会参加の促進

【現状と課題】

障がいのある人が安定した職業生活を維持するためには、日常生活、余暇の過ごし方や健康管理のほか、居宅の確保、金銭管理、医療とのつなぎ、権利擁護に関する課題など生活のあらゆる分野へのきめ細かな支援が必要です。こうした働く障がいのある人の多様な生活課題に対応した総合的な就業支援体制が必要です。また、障がいの特性や状況に応じた多様な就業支援・就業形態についても求められています。

【施策推進の方向】

【施策項目】

(1)雇用・就労の支援促進

- ① 一般企業への就労機会の拡大と定着に向けた支援
- ② 障がい者が働きやすい職場づくりの促進
- ③ 障がい者就労支援事業所から一般就労への移行促進
- ④ 特別支援学校等の生徒に対する就労を含む進路支援の強化
- ⑤ 障がい者工賃の水準向上・障がい者就労施設等優先調達方針に基づく物品等調達の推進

(2)社会参加活動の促進

- ① 活動・交流の場や機会の確保及び社会参加促進事業の充実
- ② スポーツ・芸術文化活動の推進及び支援

(3)障がい者に対する理解の促進

- ① 障がいや障がい者に対する理解の促進
- ② こころのバリアフリーの推進

(4)情報提供及びコミュニケーション支援の充実

- ① 情報・意思疎通支援用具等の利用促進
- ② 障がい者の特性に配慮した情報提供の充実
- ③ コミュニケーション支援の周知及び促進

(1) 障がい者の権利擁護

施策項目	概要
① 一般企業への就労機会の拡大と定着に向けた支援	<p>障がい者の一般就労後の職場定着は重要な課題となっています。障がい者の継続雇用の課題としては、仕事内容や賃金、評価等の労働条件のほか、職場の雰囲気や人間関係、体力の関係など、多くの課題について、釜石大槌地域障がい者就業・生活支援センター(キックオフ)やハローワーク釜石、釜石大槌地域障がい者自立支援協議会などと協力しながら、障がい者の職場定着に向けた取り組みを進めていきます。</p>
② 障がい者が働きやすい職場づくりの促進	<p>障がい者が働きやすい環境づくりは、全ての人が活躍できる社会を実現するためにも重要な取り組みです。就労継続支援や就労移行支援については、障がい者がそれぞれの特性やニーズに応じた就労ができるよう釜石大槌地域障がい者自立支援協議会、ハローワーク釜石、などの関係機関と情報共有し、連携しながら啓発活動を行っていきます。</p>
③ 障がい者就労支援事業所から一般就労への移行促進	<p>障がい者が安心して一般就労を継続し、質の高い生活を送ることは、本人にとってだけでなく、雇用している事業主にとっても大事なことです。職場定着支援を担っている釜石大槌地域障がい者就業・生活支援センター(キックオフ)や、就労支援事業所、ハローワーク釜石などと協力しながら、移行促進を図っていきます。</p>
④ 特別支援学校等の生徒に対する就労を含む進路支援の強化	<p>特別支援学校等の生徒に対し、釜石大槌地域障がい者自立支援協議会やハローワーク釜石などと協力し、就労体験支援や一般就労を含む進路へ向けた支援の強化を行っていきます。</p> <p>障がいのある子供たちが、特別支援学校等の卒業後も必要な支援を受けながら豊かな生活を送るためには、特別支援学校等と、卒業後の進路先の企業や障害者就労施設、高等教育機関等が、密接な連携を図ることが不可欠です。</p>
⑤ 障がい者工賃の水準向上・障がい者就労施設等優先調達方針に基づく物品等調達の推進	<p>現在町内においては、2法人により就労継続支援(B型)事業所が運営されています。障がい者就労施設で就労している障がい者に対しては、生産活動に係る事業の収入から工賃が支払われることになっています。障がい者就労施設の安定した運営は、障がい者本人の経済的な基盤の確立とともに、本人の就労の意欲の向上にもつながるものです。商品力の向上や、販路拡大など釜石大槌地域障がい者自立支援協議会と協力しながら支援していきます。</p>

(2) 社会参加活動の促進

施策項目	概要
① 活動・交流の場や機会の確保及び社会参加促進事業の充実	<p>障がい者が主体性を発揮し、地域で自立した生活を営むためには、失敗を恐れず果敢にチャレンジし、さまざまな場面で主体的な自己選択や自己判断を経験し、自らの生活空間を広げ、社会生活の力を身につけていくことが大切です。</p> <p>社会参加活動を促進するために、福祉サービスの実施や充実はもちろん、当事者活動を通じて、自己選択・自己判断・自己責任を体験し、社会生活力を育て、自信をつけ、あるいは取り戻していくエンパワメント等の視点に立った生活支援等を図っていきます。</p>
② スポーツ・芸術文化活動の推進及び支援	<p>当町では、毎年開催される障がい者スポーツ大会への参加支援など、スポーツ・文化活動への参加を促進しています。また、住民と障がい者の交流を図っていくとともに、障がい者がスポーツや文化活動に興味を持ち、そこから社会参加ができるように支援していく必要があり、スポーツ活動や芸術文化活動、生涯学習活動において、障がい者が気軽に参加できる環境づくりに努めます。</p>

(3) 障がい者に対する理解の促進

施策項目	概要
① 障がいや障がい者に対する理解の促進	<p>障がい者の社会参加を阻害する要因の一つとして、障がいやその特性に対する理解不足や思い違いがあります。障がいや障がい者に対する理解の促進や福祉施設に対する誤解や偏見の解消に向けて、障害者週間などの機会を捉えた普及啓発を行い、理解の促進を図っていきます。</p>
② こころのバリアフリーの推進	<p>障がいのある人もない人もそれぞれの個性の違いを理解し、お互いに尊重し合い、誰もがいきいきと心にゆとりを持って生活できる地域社会の実現に向けて、人々の意識や社会環境の中にある様々な障壁を取り除くなど、「こころのバリアフリー」を推進します。こころのバリアフリーは、すべての住民に求められるものです。「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」や「大槌町地域福祉計画」に基づき、地域住民がともに助け合い、支え合うことができる環境づくり・意識づくりを進めていきます。</p>

(4) 情報提供及びコミュニケーション支援の充実

施策項目	概要
① 情報・意思疎通支援用具等の利用促進	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業(日常生活用具給付等事業)において視覚障がい者用ポータブルレコーダーや活字文書読上げ装置など、聴覚障がい者用通信装置などの情報・意思疎通支援用具について対象用具とし、給付又は貸与を行っています。事業の周知と活用を促進します。
② 障がい者の特性に配慮した情報提供の充実	当町では、ボランティア団体の協力により、町の広報誌を音訳した「声の広報」の配布を行っています。引き続き、手話や要約筆記、点字、音訳による情報提供といった、人の手による情報提供の充実に加え、広報誌や町のホームページなどを含めた情報伝達手段の充実を図っていきます。
③ コミュニケーション支援の周知及び促進	質の高い手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成とともに、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業(コミュニケーション支援事業)として、県の施策等と連携しつつ、ニーズに応じた派遣体制の整備に努めます。点訳・朗読ボランティアの養成や資質の向上を図るとともに、点字図書・録音テープ等提供体制の充実を図ります。

3 福祉のまちづくりの推進

施策1 障がい者が安心して暮らしていける地域づくりの推進

【現状と課題】

障がいのあるなしに関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域社会の実現が求められています。また、災害時には、安全な場所に避難でき、必要な支援が受けられるよう体制整備の推進を図っていく必要があります。当町においては、大槌町避難行動要支援者名簿を整備し、関係者との情報共有を図っております。

【施策推進の方向】

【施策項目】

- | | | |
|-------------------|----|--|
| (1)障がい者を支える人材等の育成 | —— | ① 地域人材の育成・支援の充実 |
| (2)住民主体の福祉活動の促進 | —— | ① 住民参加組織やボランティアの情報提供・支援 |
| (3)住みよい環境づくりの推進 | —— | ① ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
② 住宅改修などの制度の周知
③ 地域における各種団体、民間企業との連携の推進
④ 多様な居住の場の働きかけ及び施設入所者の地域生活への移行の推進 |
| (4)安全・防災対策の充実 | —— | ① 防災意識の強化及び災害発生時における障がい特性に配慮した支援など災害時支援体制の推進
② 消費者被害の救済と防犯対策の推進 |

(1) 障がい者を支える人材等の育成

施策項目

概要

① 地域人材の育成・支援の充実

障がい者は、障がい福祉サービスの利用、医療、地域との関わり等、様々な課題を抱えており、その個々の課題に対応するためには専門性を持った人材が必要となることから、人材の発掘や育成・支援が求められます。障がいの支援従事者のスキルアップが必要であるとともに、障がいの特性を理解し、関連スタッフを育成・充実していくことは、地域全体の大きな課題です。当町をはじめ、釜石・大槌地域全体で人材の養成・育成を図るため、釜石大槌地域障がい者自立支援協議会の研修会などにより関係職員への支援の充実に努めます。

(2) 住民主体の福祉活動の促進

施策項目

概要

- ① 住民参加組織やボランティアの情報提供・支援

地域、関連機関、行政などと協力しながら、福祉に関する教育や社会貢献の意識を高める取り組みを進めるとともに、住民活動やボランティア活動を支援・育成しながら、地域福祉に参加しやすい仕組みをつくります。また、情報収集・提供に努め、障がい者自身もボランティア活動に参加できる環境づくりを推進します。

(3) 住みよい環境づくりの推進

施策項目

概要

- ① ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
- ② 住宅改修などの制度の周知
- ③ 地域における各種団体、民間企業との連携の推進
- ④ 多様な居住の場の働きかけ及び施設入所者の地域生活への移行の推進

住民にとって暮らしやすいまちづくりを推進するためには様々なバリア(障壁)の解消が不可欠です。当町におおける、公共施設の整備に当たってはバリアフリーに努め、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進していきます。

体幹機能障がいや下肢機能障がいなどの障がい者を対象とした、日常生活用具の設置に伴う小規模な住宅改修費の給付(大槌町障害者等日常生活用具給付等事業)を行っています。制度の周知を図りながら、必要とする方への支援を行っています。

障がい者が安心して地域で暮らしていくためには、障がいのあるなしに関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合い共生できる社会が求められています。そのためには、障がい者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療関係者、企業等の協力が不可欠となります。地域全体で、障がい者や障がいについて理解を深め、関係機関との協力連携を図っていきます。

地域移行のための体験の場を設け、地域移行への具体的イメージづくりを行うなど、当町に合った地域移行の仕組みづくりについて引き続き釜石大槌地域障がい者自立支援協議会などにおいて検討します。

また、地域で自立した生活を希望する方を支援するために、グループホームをはじめ、様々な形態の居住環境の確保にむけた取り組みを行っています。

(4) 安全・防災対策の充実

施策項目	概要
① 防災意識の強化及び災害発生時における障がい特性に配慮した支援など災害時支援体制の推進	当町では「大槌町地域防災計画」に基づき、災害時における要配慮者への支援対策、及び避難行動要支援者への避難支援の仕組みの構築を進めており、災害時等における安否確認や避難支援等に活用するための「大槌町避難行動要支援者名簿」を整備し、関係機関との情報共有を図るとともに「福祉避難所マニュアル」を作成しております。今後も、避難を支援する方々との情報共有や、障がい特性に配慮した円滑な避難支援に向けた仕組みの構築を進めてまいります。また、緊急時に機能する避難支援につなげていくため、障がい者が日ごろの地域活動の中での繋がりをつくることのできるよう、釜石大槌地域障がい者自立支援協議会などを通じて障がい福祉事業所同士の連携や、障がい福祉事業所と地域との連携の強化を図っていきます。
② 消費者被害の救済と防犯対策の推進	複雑・多様化する消費者トラブルから消費者を救済するとともに、こうしたトラブルを未然に防止するため、障がい者の養護者および福祉施設や地域の福祉関係者と消費者行政、警察等の関係機関が連携し、消費者問題の予防や情報共有を図ります。

《 実施計画 》

第 7 期大槌町障がい福祉計画(前期)

第 3 期大槌町障がい児福祉計画(前期)

第5章 成果目標、サービス見込量等の実績

第1節 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の成果目標に対する進捗状況

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【数値目標と実績：福祉施設の入所者の地域生活への移行】

令和元年度末現在の入所者数 (基準値)	50人	
項目	令和5年度末時点の目標値	令和5年度末時点の実績値(見込)
入所者数	49人	39人
地域生活移行者数 (令和元年度末からの累計)	3人	0

【第6期大槌町障がい福祉計画(第2期大槌町障がい児福祉計画を含む)での考え方】

障がい者の高齢化や障がいの重度化、また支援する家族の高齢化が進み、福祉施設への入所を継続して希望する方が多い状況となっておりますが、地域生活支援拠点の整備による生活支援体制の拡充やグループホーム等の住まいの場の確保を進め、地域生活移行者数を増やすことで福祉施設への入所者数の削減に努めます。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【活動指標と実績：精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

項目	内容	令和5年度末 時点の目標値	令和5年度末 時点の実績値 (見込)
精神障がいのある人の地域移行に関する障がい福祉サービスの利用者見込み数	地域移行支援	1人	1人
	地域定着支援	1人	1人
	共同生活支援	1人	1人
	自立活動支援	1人	1人
	自立生活訓練	1人	1人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 (回/年)		2回	0回

【第6期大槌町障がい福祉計画(第2期大槌町障がい児福祉計画を含む)での考え方】

精神障がいのある人の地域移行に関する障害福祉サービスの利用については、担当の相談支援専門員と連携し、当事者や家族に対して積極的にサービスの情報提供を行います。

保健、医療、福祉関係者による協議の場については、令和2年度に自立支援協議会に設置済みですが、年間の協議回数や当事者を主体とする支援体制の整備など、運用の仕方について検討中であり、引き続き、圏域の実態に適した体制の構築を図るため努めていきます。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【数値目標と実績:地域生活支援拠点等が有する機能の充実】

項目	令和5年度末時点の目標値	令和5年度末時点の実績値(見込)
地域生活支援拠点の整備予定数	令和3年度に整備完了	1
運用状況の検証	自立支援協議会において運用方法を検討中	継続

【第6期大槌町障がい福祉計画(第2期大槌町障がい児福祉計画を含む)での考え方】

地域生活支援拠点の整備は障がいのある人が地域で自立した生活を送るうえで極めて重要な役割を果たします。令和3年度より拠点の全体的な調整を行うコーディネーターを釜石市と連携して設置しました。また、自立支援協議会において、圏域にある地域生活支援拠点の構成機関となり得る障害福祉サービス事業所と連携して機能の強化対策や関係機関への制度の周知方法など、多様な意見を取り入れていくための運用方法を引き続き検討していきます。

4 福祉施設からの一般就労への移行等

【数値目標と実績:福祉施設利用者の一般就労への移行等】

項目	内容	令和5年度末時点の目標値	令和5年度末時点の実績値(見込)	令和元年度実績
①一般就労移行者数(サービス別内訳)	移行者数	3人	1人	1人
	就労移行支援	2人	0人	1人
	就労継続支援A型	0人	0人	0人
	就労継続支援B型	1人	1人	0人
②就労定着支援事業	サービス利用者数	1人	0人	0人
	一般就労への移行者のうち、当事業を利用する者の割合	33%	0%	0%

【第6期大槌町障がい福祉計画(第2期大槌町障がい児福祉計画を含む)での考え方】

平成 29 年度の一般就労者数 4 人をピークに当町おける移行者数は減少傾向にあります。福祉施設利用者の就労ニーズを捉え、公共職業安定所や障がい者就業・生活支援センターと連携し個人の特性や希望に応じたきめ細やかな支援を行う事で活動指標の達成に努めていきます。

特に、就労移行支援事業については一般就労への移行に向けたサービスであることから、役場の窓口での利用案内をはじめとして積極的な情報の周知を行っていきます。

就労定着支援事業の利用者数については、現在圏域内に事業所が無いことから利用につなげることが難しい状況ではありますが、一般就労移行後の支援体制の充実は重要であることから、現在、就労移行支援事業を実施している事業者に対して就労定着支援事業の実施を呼びかけていきます。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	内容	令和5年度末時点の目標値	令和5年度末時点の実績値(見込)
①障がい児を支援するための施設の整備	児童発達支援センター 保育所等訪問支援	自立支援協議会子ども支援部会等において引き続きニーズの確認を行いつつ、整備について検討する	引き続き自立支援協議会において、検討します。
	重症心身障害児を支援する ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所		
②関係機関の協議の設置及びコーディネーターの配置	関係機関の協議の場	令和2年度に設置	設置済み
	コーディネーターの配置	令和3年度より圏域で配置	1名配置

【第6期大槌町障がい福祉計画(第2期大槌町障がい児福祉計画を含む)での考え方】

障がいを抱える障がい児やその家族に対して、乳幼児期から教育機関を卒業し、さらにその後の生活に至るライフステージに沿って地域の各種関係機関が連携し、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を構築することは極めて重要であり、障がい児を支援するための施設の整備については国や県の支援制度の情報や他圏域の情報収集に努めつつ自立支援協議会子ども支援部会等において引き続きニーズの確認を行い、整備について検討していきます。

医療的ケア児にかかる協議の場については令和2年度に自立支援協議会子ども支援部会を協議の場として位置付けており、令和3年度からは圏域において医療的ケア児のコーディネーターを配置し、切れ目なく必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児及びその家族に寄り添ったワンストップの相談支援を継続して行っていきます。

6 相談支援体制の充実・強化等

【活動指標と実績:相談支援体制の充実・強化等】

項目	内容	令和5年度末時点の 目標値	令和5年度末時点の 実績値(見込)
総合的・専門的な相談 支援	基幹相談支援センターが行う 相談支援	1件	0件
地域の相談支援体制の 強化	相談支援事業者に対する訪問 等による専門的な指導・助言	1件	0件
	人材育成の支援	2件	0件
	連携強化の取組	12件	0件

【第6期大槌町障がい福祉計画(第2期大槌町障がい児福祉計画を含む)での考え方】

総合的・専門的な相談支援については基本的には基幹相談支援センターが行う相談支援になりますが、当圏域においては基幹相談支援センターがないため、設置に向けて、関係機関等と検討しています。

当圏域の現況として、相談支援の内容が多様化しており、特にも強度行動障がいのある人等への専門的なスキルを要するケースについての対応により相談支援専門員の負担が増加している状況もあることから、毎月開催する自立支援協議会の場において相談支援専門員の情報交換等による連携強化を図る他、強度行動障がい等の専門的な支援スキルを有する講師を招聘し、指導・助言を行っていきます。また、県や他圏域で開催される研修会への参加にかかる経費の助成を行い、相談支援の強化を図っていきます。

7 障害福祉サービス等の質の向上させるための取組に係る体制の構築

【活動指標と実績:相談支援体制の充実・強化等】

項目		令和5年度末時点の 目標値	令和5年度末時点の 実績値(見込)
①研修への参加人数		2人	3人
②障害者自立支援審査支払等シ ステムによる審査結果の活用	事業所や関係自治 体と共有する体制 の有無	有	有
	実施回数	1回	0回

【第6期大槌町障がい福祉計画(第2期大槌町障がい児福祉計画を含む)での考え方】

障害者総合支援法の具体的内容の理解促進を図る観点から、国や県が実施する初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修会等に積極的に参加します。

また、自立支援給付の請求の過誤をなくすことは町の事務負担の軽減につながり、事業所にとっても請求にあたっての注意すべき点を把握する機会となるため自立支援協議会の場等においてシステムの審査結果を共有する機会を設けます。

第2節 障害福祉サービス等の進捗状況

1 障害福祉サービスの利用実績

(1) 訪問系サービスの利用状況

各サービスの計画における見込値及び実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
居宅介護	人	9.0	9.8	10.0	9.1	11.0	7.0
	時間	81.0	93.0	90.0	79.0	99.0	49.8
重度訪問介護	人	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
	時間	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
同行援護	人	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
	時間	5.0	0.0	5.0	0.0	5.0	0.0
行動援護	人	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
	時間	5.0	0.0	5.0	0.0	5.0	0.0
重度障害者等 包括支援	人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	時間	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※人：月あたりの平均利用者数 時間：月間の延利用時間

【課題と対応策】

利用者の長期入院や死亡等の理由により、見込みより利用者数が少なくなっていますが、今後も在宅での支援が必要な方へサービス提供体制の確保を図るとともに、家族及び居宅介護支援事業所等と連携を取りながら適正なサービス量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービスの利用状況

各サービスの計画における見込値及び実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
生活介護	人	62.0	58.8	64.0	55.2	66.0	56.2
	人日	1,240.0	1,061.6	1,280.0	1,015.7	1,320.0	1,030.6
自立訓練 (機能訓練)	人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自立訓練 (生活訓練)	人	1.0	0.1	1.0	0.0	1.0	0.0
	人日	20.0	0.6	20.0	0.0	20.0	0.0
就労移行支援	人	3.0	1.2	4.0	0.3	5.0	0.0
	人日	45.0	17.8	60.0	1.8	75.0	0.0
就労継続支援 (A型)	人	3.0	2.1	3.0	1.4	3.0	1.8
	人日	66.0	40.8	66.0	29.2	66.0	38.8
就労継続支援 (B型)	人	49.0	36.8	50.0	40.7	51.0	44.6
	人日	833.0	553.1	850.0	615.4	867.0	701.8
就労定着支援	人	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
療養介護	人	6.0	6.8	6.0	8.0	6.0	9.6
短期入所 (福祉型)	人	1.0	0.8	2.0	0.4	3.0	1.0
	人日	6.0	6.8	12.0	5.7	18.0	2.8
短期入所 (医療型)	人	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0
	人日	0.0	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0

※人：月あたりの平均利用者数 人日：月間の延利用日数

【課題と対応策】

サービス利用者はほぼ横ばいで推移しています。利用実績のない(少ない)サービスについては、圏域内に指定事業所が少なく対応が難しいことが理由としてあげられます。一人ひとりのニーズや障がいの状態、本人の能力に応じた適切なサービスが提供できるよう釜石大槌地域障がい者自立支援協議会をはじめ関係機関と連携しサービス提供体制の確保を図るとともに、家族及び居宅介護支援事業所等と連携を取りながら適正なサービス量の確保に努めます。

(3) 居住系サービスの利用状況

各サービスの計画における見込値及び実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
自立生活援助	人	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0
共同生活援助 (グループホーム)	人	12.0	12.2	13.0	14.9	18.0	15.4
施設入所支援	人	50.0	43.1	50.0	39.3	49.0	39.0

※月あたりの平均利用者数

【課題と対応策】

施設入所支援については、長期入院や死亡などの理由により減少傾向にあります。障がい支援区分に基づき、適正なサービス量の確保に努めます。

また、自立した生活を希望する方や入所・入院からの地域移行に対応するため、地域におけるグループホームが果たす役割は重要となります。国が地域移行を推進していることを踏まえ、地域の理解を深めながら、町内への整備を推進し、必要なサービス量の確保に努めます。また、相談支援体制や在宅支援の充実をはじめ、就労支援や居場所づくりなど、地域としての支援体制の構築に努めます。

(4) 相談支援の利用状況

各サービスの計画における見込値及び実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
計画相談支援	人	31.0	29.7	32.0	30.4	33.0	31.2
地域移行支援	人	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
地域定着支援	人	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0

※月あたりの平均利用者数

【課題と対応策】

利用実績のないサービスについては、支給決定はされていないものの利用者に対し相談支援専門員が計画相談支援の業務の中で支援している状況となっていることから、支給決定に繋がるよう制度の周知を図ります。

障害福祉サービスの利用者が、個別の状況に応じた適切なサービス利用ができるよう、町内や近隣市町の相談支援事業者と連携を図りながら、適正なサービス量の確保に努めます。

2 障がい児支援等の利用実績等

(1) 障がい児支援の利用状況

各サービスの計画における見込値及び実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
児童発達支援	人	4.0	5.9	4.0	13.3	4.0	17.4
	人日	11.0	20.5	11.0	43.8	11.0	54.2
放課後等 デイサービス	人	12.0	13.3	12.0	19.1	12.0	27.8
	人日	156.0	154.3	156.0	194.0	156.0	235.6
保育所等訪問支援	人	0.0	0.0	0.0	0.3	1.0	1.2
	人日	0.0	0.0	0.0	0.3	1.0	1.4
居宅訪問型 児童発達支援	人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
障害児相談支援	人	7.0	6.8	7.0	12.5	7.0	9.6

※人：月あたりの平均利用者数 人日：月間の延利用日数

【課題と対応策】

障がい児福祉サービスの利用者数は増加傾向にあり、令和4年度、町内に事業所が開設されたことから、町内での受け入れ体制が整備され、適切なサービス利用が促進されています。

今後も需要の増加が見込まれることから、利用者(保護者)等のニーズを把握しながら、適正なサービス量の確保に努めます。

(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

見込値及び実績値

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
配置人数	人	1	1	1	1	1	1

【課題と対応策】

令和3年度から釜石市と連携し、新たな中核的な役割を担う「障がい福祉コーディネーター」を配置しています。今後も実施体制を継続し、様々な関係機関が連携した地域生活支援ネットワークの構築や専門的な課題を有する医療的ケア児等にもワンストップで対応できる相談支援体制の充実、広域的な連携の強化を図ります。

3 地域生活支援事業の進捗状況

(1) 理解促進研修・啓発事業の実施状況

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
理解促進広報活動回数	回	4	0	6	0	6	1
理解促進研修会の開催回数	回	1	0	1	0	1	0

※年間

【課題と対応策】

研修会については、新型コロナウイルス感染症の影響により開催できませんでした。広報活動については町ホームページ内の障がい福祉について更新を行い、障がい福祉サービス等の周知を図りました。今後も実施体制を継続し、町民等を対象に、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修会等の開催や町広報誌およびホームページを活用しながら障がい者の理解促進に努めます。

(2) 自発的活動支援事業の実施状況

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
自発的活動への支援回数	回	1	0	1	0	1	0

※年間

【課題と対応策】

新型コロナウイルス感染症の影響により、実施する事業所等がありませんでした。今後も実施体制を継続し、障がい者やその家族、地域住民等が自発的に取組む活動の支援を図ります。また、多くの障がい者やその家族、地域住民が事業に関わるよう、広報等を通して広く周知することに努めます。

(3) 相談支援等の利用状況

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
障害者相談支援事業	委託件数	件	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター等機能強化事業	件	1	1	1	2	1	2
住宅入居等支援事業	件	1	0	1	0	1	0

※年間

【課題と対応策】

障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供が行えるよう、関係機関と連携を図りながら、利用者ニーズや指定相談事業者の動向等を把握しつつ、必要とされる相談支援体制の確保に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業の利用状況

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
支援件数	人	1	0	1	0	2	1

【課題と対応策】

今後も実施体制を継続し、釜石・遠野地域成年後見センターと連携しながら、必要なサービス提供に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
支援件数	人	0	0	0	0	0	0

【課題と対応策】

圏域において法人後見を実施している法人等がないため実績はありませんが、成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人等を確保できる体制を整備するため、関係機関と協議を継続します。

(6) 意思疎通支援事業の利用状況

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
手話通訳	件	4	7	4	6	4	1
要約筆記	件	1	0	1	0	1	0

※年間

【課題と対応策】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、今後も岩手県立視聴覚障がい者情報センターへの委託による実施体制を継続し、必要なサービス提供に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業の利用状況

用具名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
介護・訓練支援用具	件	3	2	3	1	3	0
自立生活支援用具	件	2	1	2	4	2	0
在宅療養等支援用具	件	2	3	2	3	2	0
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2	2	2	0
排泄管理支援用具	件	320	360	320	322	320	73
住宅改修費	件	2	0	2	1	2	0

※年間

【課題と対応策】

今後も実施体制を継続し、利用者ニーズや給付動向を把握しながら、必要なサービス提供に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業の実施状況

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
研修修了者数	人	4	1	4	1	4	1

※年間

【課題と対応策】

社会福祉法人翔友にへ委託し、釜石市と合同で開催しています。手話で日常生活を行うために必要な手話語彙や手話表現技術を習得するための講習会等を継続実施します。

また、研修会等の開催について、広く周知することに努めます。

(9) 移動支援事業の利用状況

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
利用者数	人	1	0	1	0	1	0
	時間	8	0	8	0	8	0

※年間

【課題と対応策】

障がいにより移動が困難な障がい者や障がい児にとって、移動支援事業は社会生活上不可欠なものであるため、事業を実施する事業者の確保に向けて協議を継続します。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業の利用状況

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
地域活動支援センター事業 (町内)	箇所	1	1	1	1	1	1
	利用者数	3	2	4	4	5	2
地域活動支援センター事業 (町外)	人	1	2	1	1	1	2
	利用者数	23	24	23	23	23	23

【課題と対応策】

利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、必要に応じたサービス提供に努めます。

(11) 任意事業の利用状況

事業名		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
日中一時支援事業	利用者数	人	23	32	24	35	25	42
	箇所数	箇所	6	6	6	6	6	7

事業名		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
レクリエーション活動支援	活動等 開催回数	回	1	0	1	0	1	0

事業名		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
点字・声の広報発行	配布人数	人	5	5	5	5	5	5

【課題と対応策】

日中一時支援事業については、利用者が増加傾向にあることから、今後も実施体制を継続し利用者ニーズや給付動向を把握しながら、適正なサービス量の確保に努めます。

レクリエーション活動支援については、新型コロナウイルス感染症の影響により開催できませんでした。今後は、各団体への支援を強化し、障がい者の社会参加の促進に努めるとともに、多くの障がい者や地域住民が事業に関わるよう、広報等を通して広く周知することに努めます。

声の広報については、朗読ボランティアの協力を得ながら、広報内容をCDに録音し毎月発行しています。今後も実施体制を継続し、必要なサービス提供に努めます。

4 大槌町独自の取組み

(1) 町内へのグループホーム設置に係る支援体制の構築

項目	内容
施設の設置・改修補助金の申請に係る支援	社会福祉法人等が施設の設置・改修を行う際に活用できる施設整備費補助金の申請に際して、申請内容について、適宜県との間に入り調整を行うなど支援を行います。
地域住民への説明会等への同行体制の確保	社会福祉法人等がグループホームを設置する地域の地元住民等に対し、説明会等を開催する場合は同行し、グループホームの意義等を説明するなどの支援を行います。
障がいへの理解促進に向けた継続的な取組み	広報誌等通じ、障がいの理解やグループホームの意義等について継続的に情報を発信します。
開設・運営にかかる情報の提供	開設・運営にかかるノウハウを共有するため積極的な情報提供を行います。
従業員確保のための支援体制の整備	従業員の確保が困難であることが想定されるため、従業員の処遇改善も含めた支援策を検討します

【課題と対応策】

グループホーム設置に向けて検討をしてきましたが、事業者に対する支援体制の構築まで至りませんでした。地域での生活への移行を支援するため、継続して早期実現に向けた取組を進めます(詳細は70ページ参照)。

(2) 重度障がい者に対する移動支援

事業名		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
福祉タクシー助成事業	助成人数	人	102	14	107	18	112	24

【課題と対応策】

令和3年度より事業を開始しており、当該事業がまだ浸透していないなどの理由から見込みを下回っておりますが、利用ニーズのある事業であることから、実施体制を継続し、周知を図りながら、移動手段の確保に努めます。

(3) 工賃向上に対する取組みの強化

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
ハート購入による調達額	440,000	283,739	480,000	913,055	530,000	530,000

【課題と対応策】(案)

今後も実施体制を継続し、就労を支援する施設等の受注機会の確保に努めます。

第6章 計画の成果目標(令和8年度末)

第1節 成果目標の設定の考え方

本項目では、国が定める基本指針に即しつつ、本町の実状を鑑みて、障がい者及び障がい児が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう必要な支援を行う観点から、地域生活の支援体制の構築や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度とする本計画において必要な障害福祉サービス、地域相談支援並びに障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる目標を設定します。

第2節 成果目標の設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行については、障がい者の高齢化や障がいの重度化、また支援する家族の高齢化が進み、福祉施設への入所を希望する方が多い状況となっていますが、グループホームなどの住まい、訪問介護や通所介護などの生活支援、就労支援や社会参加支援など、障がいがある人が地域で安心して生活できる環境整備を推進します。

● 地域生活への移行者数の目標

目標値については、国の基本指針を踏まえ、地域生活に移行する者の数を、令和4年度末時点の施設入所者数(50人)の6%以上3人と設定します。

【目標】

【基準】令和4年度末入所者数 50人	
地域生活移行者数(令和8年度末)	3人 (6%)

【国の基本指針】

令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する

● 施設入所者数の削減目標

施設入所者数の削減については、地域生活支援拠点の拡充、グループホーム等の住まいの確保を推進する一方で、障がい者の高齢化、障がいの重度化、家族の高齢化などにより、施設を退所し、家庭で暮らすことに不安を抱えてしまう実態もあります。

このような状況を踏まえ、実態に則した支援を行っていくため、福祉施設の入所者数削減に関する数値目標は設定しません。

【目標】

【基準】令和4年度末入所者数	人
施設入所者数(令和8年度末)	人

【国の基本指針】

令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、地域の助け合い等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざす必要があります。担当の相談支援専門員と連携し、当事者や家族に対して積極的にサービスの情報提供を行ないます。

【活動指標】

項目	内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がいのある人の地域移行に関する障がい福祉サービスの利用者見込数	地域移行支援	1人	1人	1人	1人
	地域定着支援	1人	1人	1人	1人
	共同生活援助	1人	1人	1人	1人
	自立生活援助	1人	1人	1人	1人
	自立訓練・生活訓練	1人	1人	1人	1人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回/年)		2回	2回	2回	2回

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上
- ・令和8年度末までに精神病床の1年以上入退院患者数を設定
- ・令和8年度末までに早期退院率が3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

3 地域生活支援の充実

障がい者の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を構築するため、国の指針を踏まえ、コーディネーターの配置を継続し、効果的な支援体制及び緊急時連絡体制の構築を進め、年1回以上、運用状況を検証・検討します。また、強度行動障がい者及び高次脳機能障がい者等に関する状況や支援ニーズを把握するため、地域の事業者や行政、地域住民との連携を図り、地域生活を支える取り組みを推進します。

【目標】

地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等の機能の充実のため、釜石市と連携しコーディネーターを配置しており、自立支援協議会において、運用状況を検証、検討を行う。
検討回数	1回以上
強度行動障がいを有する障がい者の状況や支援ニーズの把握	自立支援協議会において、障がい福祉施設、行政、関係機関等と連携し、支援体制の整備について検討する。

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに各市町村に整備し、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時連絡体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証・検討を実施
- 強度行動障がい者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める

4 福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある人が、障がいの状態や就労に関する希望に合わせて事業所を選択し、就労に向けた訓練を受けることができるよう、釜石大槌地域障がい者就業・生活支援センターキックオフを中心に関係機関と連携しながら、就労するための支援及び定着するための支援を行います。

● 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行の増加目標

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。当該目標値の設定に当たっては、一般就労への移行に向けて、地元企業とのつながりを活かした新たな取り組みを進めることとし、国の基本指針に則して、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍とすることを基本とします。

【目標】

	移行者数	就労移行	就労A型	就労B型
【基準】 令和3年度実績	2人	1人	0人	1人
【目標】一般就労への移行者数	2.56人 (1.28倍)	1.31人 (1.31倍)	1.29人 (1.29倍)	1.28人 (1.28倍)

※上記3サービス以外からの一般就労もあるため、合計数は一致しない。

【国の基本指針】

- ・ 令和8年度末までに令和3年度実績の1.28倍が福祉施設から一般就労へ移行（うち就労移行支援事業：1.31倍、就労A型1.29倍、就労B型：1.28倍）
- ・ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所が5割以上

● 就労定着支援事業の利用者の増加目標

障がい者の一般就労への定着は、国の指針を踏まえ、令和3年度の就労定着支援事業の利用実績の1.41倍以上である1.41人と設定します。

【目標】

【基準】 令和3年度実績	0人
【目標】 利用者数	1.41人 (1.41倍)

【国の基本指針】

令和8年度末までに令和3年度末実績の1.41倍以上が就労定着支援事業を利用

● 職場定着率の目標

就労定着支援の利用者が、就労移行支援事業等を通じて就労定着支援の就労定着支援事業の定着率に関する成果目標は、国の基本指針には、就労支援開始後1年後の職場定着率25%となっております。一方で釜石大槌圏域では、就労定着支援事業を実施している事業所がないことから、目標値の設定は行わず、障がい者就労支援事業所、行政、関係機関などと連携し、情報共有を図りながら、就労定着支援を推進していきます。

【目標】

就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	目標値
	%

【国の基本指針】

令和8年度末までに就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率7割以上の就労定着支援事業所が2割5分以上

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制を整備するために、児童発達センターを中心とした重層的支援体制を構築すること、重度心身障がい児を受け入れる障がい児通所支援事業所を増加させること、医療的ケア児の支援体制を構築することに注力します。

- 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実についての目標

児童発達支援センターの整備については、自立支援協議会において、ニーズの確認を行いつつ引き続き、整備について検討します。また、保育所等訪問事業については事業所と学校等の子どもの所属機関の連携・支援内容の共有・環境整備等の調整が促進されるよう体制の整備に努め、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

【国の基本指針】

- ・ 児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1か所以上設置
- ・ 保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築

- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保についての目標

重症心身障がい児の発達支援を提供する事業所と学校等の子どもの所属機関の連携・支援内容の共有・環境整備等、緊密な連携を図り重層的な地域支援体制の構築を目指していきます。

【国の基本指針】

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村又は圏域に1か所以上確保

- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置についての目標

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、令和2年度に自立支援協議会子ども支援部会を協議の場として位置付けており、令和3年度から圏域において、医療的ケア児のコーディネーターを配置し、切れ目なく必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児及びその家族に寄り添ったワンストップの相談支援を行っています。

【国の基本指針】

令和8年度末までに、市町村及び圏域ごとに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制については、自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、専門的指導、助言及び連携強化の取組を行うために必要な体制を確保することを基本とし、個別事例の検討を通して地域課題を整理し、部会において課題の解決に向けた取り組みを協議します。

また、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置に向けて検討します。

【目標及び活動指標】

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	自立支援協議会において、引き続きニーズの確認を行いつつ、設置について検討していきます。	継続	継続	継続
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善		自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を実施について検討していきます。	継続	継続

【国の基本指針】

- ・ 令和8年度末までに、各市町村において基幹相談支援センターを設置
- ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

7 障害福祉サービス等の質の向上させるための取組に係る体制の構築

適正な障害福祉サービス等を提供できるよう、障がい福祉サービス等事業者に対する指導等を実施し、障がい福祉サービス等の質を向上させるよう努めます。

【活動指標】

指標項目	見込量		
	令和6年	令和7年	令和8年
岩手県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への参加や、岩手県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	2人	2人	2人

【国の基本指針】

各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

第7章 障がい福祉サービスの見込み及び確保方策

第1節 サービス見込値設定の考え方

障がい福祉サービス等の提供体制を確保するため、障がい福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標を踏まえて見込値を設定します。また、当該見込値については、これまでの取り組みをさらに推進するものとなるよう、近年の実績及び伸び率、アンケート調査結果、地域の実情も踏まえて設定します。

第2節 訪問系サービス

1 居宅介護(ホームヘルプサービス)、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援

サービス名	サービス内容	対象者
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害支援区分1(障がい児はこれに相当する心身の状態)以上で、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等が必要な人
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び知的又は精神障がい者で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	障害支援区分4以上で一定の要件を満たしている重度の肢体不自由者及び知的又は、精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等が必要な人
同行援護	移動の著しく困難な視覚障がい者の外出を支援し、その際の代読等の支援や、食事や排泄等の介護を行います。	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者で、外出時の移動において情報の提供や援護等が必要な人
行動援護	障がいにより行動上著しい困難を有する人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護が必要な人で、障害支援区分が区分3以上で一定の要件を満たしている人
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人で、介護の必要の程度が著しく高い方に居宅介護などのサービスを包括的に提供します。	障害支援区分6該当者のうち、意思疎通に著しい困難がある人で、以下のいずれかに該当する人 ①重度訪問介護の対象者で四肢すべてに麻痺、寝たきり状態にある人のうち、人工呼吸器による呼吸管理をしている身体障がい者または最重度知的障がい者 ②障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連等項目の合計点数が10点以上の人

【今後のサービス見込値とその確保のための方策】

利用実績をもとに、利用者の高齢化や現況などを勘案し、見込量を設定します。町内及び圏域のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、サービス提供体制の強化に努めます。

【障害福祉サービス等の見込値 訪問系サービス】

人：月あたりの利用者数 時間：月間の延利用時間

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人	8.0	9.0	10.0
	時間	59.0	68.0	77.0
重度訪問介護	人	1.0	1.0	1.0
	時間	1.0	1.0	1.0
同行援護	人	1.0	1.0	1.0
	時間	5.0	5.0	5.0
行動援護	人	1.0	1.0	1.0
	時間	5.0	5.0	5.0
重度障害者等包括支援事業	人	0.0	0.0	0.0
	時間	0.0	0.0	0.0

第3節 日中活動系サービス

1 生活介護

サービス名	サービス内容	対象者
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人で、 ①障害支援区分3以上 (施設へ入所する場合は区分4以上) ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上(施設へ入所する場合は区分3以上)

【今後のサービス見込値とその確保のための方策】

障がいのある人が、障がいの状態や希望に合わせてサービスを選択できるよう必要量を見込み、町内及び圏域のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、サービス提供体制の強化に努め、日中活動の場の整備に取り組みます。

2 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)

サービス名	サービス内容	対象者
自立訓練 (機能訓練)	理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者で、 ①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人 ②特別支援学校(盲・ろう・養護学校)を卒業した人で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人
自立訓練 (生活訓練)	入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者で、 ①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人 ②特別支援学校(養護学校)を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人等

【今後のサービス見込値とその確保のための方策】

障がいのある人が、障がいの状態や希望に合わせてサービスを選択できるよう必要量を見込み、町内及び圏域のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、サービス提供体制の強化に努めます。

3 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援(新)

サービス名	サービス内容	対象者
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(雇用型)	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人(利用開始時に65歳未満)で、 ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ②特別支援学校(盲・ろう・養護学校)を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ③企業等を離職した人等就労経験のある人で、現に雇用関係がない人
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(非雇用型)	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人で、 ①就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された人 ③ ①、②に該当しない人で、50歳に達している人、または障害基礎年金1級を受給している人
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を行います。	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人で、 ①就労を希望する人であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の人 ① あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許またはきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人

就労選択支援 (※令和6年度から開始)	障がい者本人の強みや課題、必要な配慮などについて、本人と支援側が共に整理・評価(就労アセスメント)することで、本人が一般就労や障害福祉サービスを自ら選択することや、適切なサービス等につなげるサービス	就労系障害福祉サービスを利用する意向のある(就労系障害福祉サービスを利用しており、支給決定の更新の意向がある場合を含む。)障がい者
------------------------	---	---

【今後のサービス見込値とその確保のための方策】

障がいのある人が、障がいの状態や希望に合わせてサービスを選択できるよう必要量を見込み、町内及び圏域のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、サービス提供体制の強化に努めます。

4 療養介護

サービス名	サービス内容	対象者
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	医療及び常時介護を必要とする障がい者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分 6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障害者で障害支援区分 5 以上の人

【今後のサービス見込値とその確保のための方策】

利用実績をもとに、利用者の高齢化や現況などを勘案し、見込量を設定します。町内及び圏域のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、サービス提供体制の強化に努めます。

5 短期入所(ショートステイ)

サービス名	サービス内容	対象者
短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	介護者の病気などで、一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間、施設への入所を必要とする障害支援区分1以上の障がい者及び厚生労働大臣が定める区分1以上の障がい児

【今後のサービス見込値とその確保のための方策】

利用実績をもとに、利用者の高齢化や現況などを勘案し、見込量を設定します。町内及び圏域のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、サービス提供体制の強化に努めます。

【障害福祉サービス等の見込値 日中活動系サービス】

人：月あたりの利用者数 人日：月間の延利用日数

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人	58.0	60.0	62.0
	人日	1,060	1,090	1,120
自立訓練(機能訓練)	人	0.0	0.0	0.0
	人日	0.0	0.0	0.0
自立訓練(生活訓練)	人	1.0	1.0	1.0
	人日	20.0	20.0	20.0
就労移行支援	人	1.0	1.0	1.0
	人日	30.0	30.0	30.0
就労継続支援(A型)	人	1.0	1.0	1.0
	人日	20.0	20.0	20.0
就労継続支援(B型)	人	45.0	46.0	47.0
	人日	715	730	745
就労定着支援	人	1.0	1.0	1.0
就労選択支援	人	1.0	1.0	1.0
療養介護	人	8.0	8.0	8.0
短期入所(福祉型)	人	1.0	1.0	1.0
	人日	5.0	5.0	5.0
短期入所(医療型)	人	0.0	0.0	0.0
	人日	0.0	0.0	0.0

第4節 居住系サービス

1 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援

サービス名	サービス内容	対象者
自立生活援助	一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で行われる、相談や日常生活上の援助を行います。	障がい者(身体障がい者は、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある人)
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	①原則として、障害支援区分4以上の人(50歳以上の場合は、区分3以上) ②自立訓練または就労移行支援の利用者のうち、居宅から自立訓練等が提供される指定障害者支援施設等へ通所することが困難である人

【今後のサービス見込値とその確保のための方策】

障がいのある人の障がいの状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない支援が行われるよう、入所施設の必要量を見込み、障がいのある人の住まいの確保に取り組みます。

また、自立生活援助については、制度の浸透を図り、事業所拡充に取り組みます。

【障害福祉サービス等の見込値 居住系サービス】

人：月あたりの利用者数

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	1.0	1.0	1.0
共同生活援助(グループホーム)	人	16.0	17.0	18.0
施設入所支援	人	40.0	40.0	40.0

第5節 相談支援

1 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

サービス名	サービス内容	対象者
計画相談支援	<p>障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。</p> <p>また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p>	<p>障害福祉サービスを申請した障がい者又は障がい児であって、市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた人</p> <p>地域相談支援を申請した障がい者であって市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた人</p>
地域移行支援	<p>障害者支援施設、精神科病院等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。</p>	<p>障害者支援施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者(1年以上の入院者を原則に市町村が必要と認める人)</p>
地域定着支援	<p>居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。</p>	<p>居宅において単身で生活する障がい者や居宅において同居している家族等が障がい、疾病等のため、緊急時等の支援が見込めない状況にある障がい者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる人</p>

【今後のサービス見込値とその確保のための方策】

利用実績及び利用者数をもとに、障害福祉サービスの今後の利用ニーズを勘案して、見込量を設定します。自立支援協議会を中心に、関係機関との連携強化や相談支援の質の向上に向けた取組を行うとともに、サービス提供事業者に関する情報など地域の社会資源や各種研修等に関する情報を町内及び圏域の相談支援事業所に情報提供するなど、相談支援体制の充実に努めます。

【障害福祉サービス等の見込値 相談支援】

人:月あたりの利用者数

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	32.0	33.0	34.0
地域移行支援	人	1.0	1.0	1.0
地域定着支援	人	1.0	1.0	1.0

第8章 障がい児支援の見込み及び確保方策

第1節 サービス見込値設定の考え方

障がいの早期発見や相談体制の充実、保護者の早期療育への意識の高まりや多様なサービスの提供により療育支援に対するニーズが高くなっています。療育支援を必要とする児童の障がい特性や生活する環境等に応じ、適切な療育や切れ目ない支援が提供できるよう、通所事業所や関係機関等と支援体制の充実に努め障害児通所支援事業を推進していきます。

障害児相談支援は、支援利用計画の作成やモニタリングなど適切かつ丁寧な関わりが必要とされます。自立支援協議会や関連機関と連携し療育の場の質的向上や相談支援体制の充実に努めます。

第2節 障がい児通所支援・障がい児相談支援等

1 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

サービス名	サービス内容	対象者
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められた未就学の障がい児
放課後等 デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。	学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学し、授業の終了後または休日に支援が必要と認められた障がい児
居宅訪問型児童 発達支援	居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重度の障がい児等で児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な児童
保育所等訪問 支援	保育所等を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、専門的な支援が必要と認められた障がい児

【今後のサービス見込値とその確保のための方策】

利用実績及び利用者数をもとに、利用者の今後の利用希望などを勘案して、見込量を設定します。町内及び圏域のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、サービス提供体制の強化に努めます。

2 障害児相談支援

サービス名	サービス内容	対象者
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援を利用する際に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	障害児通所支援を申請した障がい児であって、市町村が障害児支援利用計画案の提出を求めた人

【今後のサービス見込値とその確保のための方策】

利用実績及び利用者数をもとに、障害児通所支援サービス利用者の今後の希望等を勘案して、見込量を設定します。自立支援協議会を中心に、子ども、教育、福祉等の関係機関との連携強化や相談支援の質の向上に向けた取組を行います。

【障害福祉サービス等の見込値 障がい児支援】

人：月あたりの利用者数 人日：月間の延利用日数

サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児支援	児童発達支援	人	18.0	22.0	26.0
		人日	55.0	67.0	79.0
	居宅訪問型児童発達支援	人	0.0	0.0	0.0
		人日	0.0	0.0	0.0
	保育所等訪問支援	人	2.0	3.0	3.0
		人日	2.0	3.0	3.0
	放課後等デイサービス	人	28.0	32.0	36.0
		人日	236.0	268.0	300.0
	障害児相談支援	人	10.0	14.0	18.0

3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

【今後の見込値とその確保のための方策】

令和3年度から圏域において医療的ケア児のコーディネーターを配置し、切れ目なく必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児及びその家族に寄り添ったワンストップの相談支援を行います。

【障害福祉サービス等の見込値 医療的ケア児のコーディネーター】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数	人	1.0	1.0	1.0

第9章 地域生活支援事業の見込み及び確保方策

第1節 サービス見込量設定の考え方

地域生活支援事業の見込値については、個別給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)等と組み合わせて実施することや地理的条件や各種社会資源の状況を勘案し、これまでの取り組みをさらに推進するものとなるよう障がい福祉計画の実績等を踏まえ設定します。

第2節 市町村必須事業

1 理解促進研修・啓発事業

事業名	事業内容	対象者
理解促進研修・啓発事業	市民等の障がい者福祉への関心と理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図ります。	地域住民

【今後のサービス見込値とその確保のための方策】

利用実績及び利用者数をもとに、また、利用者の今後の希望などを勘案して、見込量を設定します。障がいへの理解促進を図り、わかりやすい啓発活動などの取り組みに努めます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進広報活動回数	回	2	2	2
理解促進研修会の開催回数	回	1	1	1

2 自発的活動支援事業

事業名	事業内容	対象者
自発的活動支援事業	障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みに対し助成を行います。	障がい者やその家族 又は市民

【今後のサービス見込値とその確保のための方策】

利用実績及び利用者数をもとに、また、利用者の今後の希望などを勘案して、見込量を設定します。障がい者やその家族などが情報交換できる自発的な交流活動の支援を図ります。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動への支援回数	回	1	1	1

3 相談支援事業

事業名	事業内容	対象者
障害者相談支援事業	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者等や関係者からの相談に応じ、情報提供や権利擁護のために必要な援助を行ないます。	障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者など
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業の適正かつ円滑な実施が図れるよう、専門的な能力を有する職員を配置し、相談支援事業所に対し指導、助言、情報収集、提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みを実施し、相談支援機能の強化を図ります。	障害者相談支援事業の対象者に加え、相談支援事業者や地域の相談機関等
住宅入所等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援する事業です。	障がい者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難なもの

【今後のサービス見込値とその確保のための方策】

利用実績及び利用者数をもとに、また、利用者の今後の希望などを勘案して、見込量を設定します。自立支援協議会を活用しながら、相談支援事業者、関連事業所等の連携を図り、相談支援業務の充実を図ります。

事業名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	委託件数	件	2	2	2
基幹相談支援センター等機能強化事業	委託件数	件	2	2	2
住宅入所等支援事業	利用件数	件	1	1	1

4 成年後見制度利用支援事業

事業名	事業内容	対象者
成年後見制度利用支援事業	障がい者の権利擁護のために、成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を行います。	障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者や精神障がい者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人

【今後のサービス見込値とその確保のための方策】

利用実績及び利用者数をもとに、また、利用者の今後の希望などを勘案して、見込量を設定します。釜石・遠野地域成年後見センターを中心に、関連機関等と連携し、成年後見制度の普及に努めます。

事業名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	支援件数	件	1	1	1

5 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	事業内容	対象者
成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適正に行うことが出来る法人や人材を確保できる体制の整備により、障がいのある人の権利を擁護する制度の充実を図ります。	障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者や精神障がい者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人

【今後のサービス見込値とその確保のための方策】

圏域において法人後見を実施している法人等がないため、成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人等を確保できる体制を整備するため、関係機関と協議を継続します。

事業名	実施状況	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	有

6 意思疎通支援事業

事業名	事業内容	対象者
意思疎通支援事業	手話通訳者の設置や、手話通訳者、要約筆記者等の派遣により、意思疎通の円滑化を図ります。	聴覚、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等

【今後のサービス見込値とその確保のための方策】

利用実績及び利用者数をもとに、また、利用者の今後の希望などを勘案して、見込量を設定します。町内には手話通訳者がいないため、手話奉仕員養成研修等を活用し、手話通訳者の確保に努めます。

事業内容	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳	人	2	2	2
	件	4	4	4
要約筆記	人	1	1	1
	件	1	1	1

7 日常生活用具給付等事業

事業名	事業内容	対象者
日常生活用具給付等事業	在宅の障がい者を対象に介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具など日常生活に係る支援用具の給付を行います。	当該用具を必要とする人で、用具の種類ごとに定める障がいや等級及び身体状況に該当する障がい者や難病患者等

【今後のサービス見込値とその確保のための方策】

利用実績及び利用者数をもとに、また、利用者の今後の希望などを勘案して、見込量を設定します。今後も障がいの特性に合わせ、適切な用具の給付を図るとともに、制度や事業内容の周知に努めます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	3	3	3
自立生活支援用具	件	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2
排泄管理支援用具	件	330	330	330
住宅改修費		2	2	2

8 手話奉仕員養成研修事業

事業名	事業内容	対象者
手話奉仕員養成 研修事業	聴覚障がい者等の交流促進など のため、厚生労働省カリキュラムに 基づいた手話奉仕員養成講座を行 い、手話通訳者を養成します。	町内に在住、在勤、在学する人

【今後のサービス見込値とその確保のための方策】

利用実績及び利用者数をもとに、また、利用者の今後の希望などを勘案して、見込量を設定します。岩手県手話言語条例に準じ、広報やホームページ等で研修会の周知を図り、研修への参加を呼びかけます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修修了者数	人	1	1	1

9 移動支援事業

事業名	事業内容	対象者
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出 や、余暇活動等の社会参加のため の外出の際の移動を支援します。	町が定める障がい毎の条件に該当する障がい者 等

【今後のサービス見込値とその確保のための方策】

利用実績及び利用者数をもとに、また、利用者の今後の希望などを勘案して、見込量を設定します。現時点では町内において事業を実施している事業者がないことから、今後とも利用者のニーズを捉えつつ、事業を実施する事業者の確保に向けて協議を続けていきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数	人	1	1
	平均利用時間	時間	8	8

10 地域活動支援センター機能強化事業

事業名	事業内容
地域活動支援センター事業	障がい者の創作的活動または生産活動の機会の提供や地域社会との交流の機会などを提供します。

【今後のサービス見込値とその確保のための方策】

利用実績及び利用者数をもとに、また、利用者の今後の希望などを勘案して、見込量を設定します。地域活動支援センターI型(町外)については、令和5年度末で実施事業所においてサービス提供終了予定であることから、利用者のニーズを把握しつつ、関係機関との連携を図りながら支援体制を整え、広く情報提供を行なうことにより利用の促進を図ります。

事業名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業(町内)	利用者数	人	1	1	1
	箇所数	箇所	3	4	5
地域活動支援センター事業(町外)	利用者数	人			
	箇所数	箇所			

第3節 任意事業

任意事業として、日中一時支援事業、レクリエーション活動支援事業、点字・声の広報発行事業を継続し取り組みます。

事業名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	利用者数	人	43	44	45
	箇所数	箇所	7	7	7

事業名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字・声の広報発行	配布人数	人	5	5	5

【今後のサービス見込値とその確保のための方策】

利用実績及び利用者数をもとに、また、利用者の今後の希望などを勘案して、見込量を設定します。各事業所と連携を図りながら、障がいのある方々の社会参加を促進し、また、サービスの充実と普及・啓発に努めます。

第4節 大槌町独自の取組み

本計画では第3章に掲載した基本理念と同様に、第3期大槌町障がい福祉プラン(基本計画)の施策を継承し、国の障害者基本計画と整合を図ったうえで各施策を設定しています。

その中で、計画期間において特に重点的に展開すべき町独自の取組みについて記載します。

1 グループホームの設置について

障がいのある人の社会的自立と社会参加の推進を図るためには、地域で自立して生活するための社会的基盤の強化が必要であり、例えば親元や入所施設、病院から離れて生活するための拠点としてグループホームが果たす役割は極めて重要です。

しかしながら当町にはグループホームが設置されておらず、実態として当町出身のグループホーム利用者は沿岸市町村をはじめとする町外の施設を利用しています。

この状況を踏まえ、グループホーム設置に向けた活動指標を下記のとおり掲げ、早期実現に向けた取り組みを進めます。

活動指標		
	項目	内容
①	設置・運営に係る方針と建設場所の選定	グループホームの設置・運営については、民設民営を基本方針とし、建設場所については、町有地の活用を含めた検討を行います。
②	公募の実施	設置に向けた詳細な計画やスケジュール等は別途作成することとし、実施する社会福祉法人等の募集にあたっては公募することを基本とします。
③	設置・運営に係る連携強化及び情報提供等	町内の事業所及び釜石大槌地域自立支援協議会等と連携強化を図り、積極的な情報提供を行うとともに、早期実現に向けた取り組みを推進します。
④	施設の設置・改修補助金の申請に係る支援	社会福祉法人等が施設の設置・改修を行う際に活用できる施設整備費補助金の申請に際して、県との間に入り調整を行うなど、補助金申請に係る事務的な支援を行います。
⑤	障がいへの理解促進及び地域住民等への説明	障がいへの理解やグループホームの意義等について、広報誌等を通じて情報を発信するとともに、グループホーム設置に係る住民説明会等は町が主体となり実施します。

2 就労支援と工賃向上に対する取組みの強化

障がいのある人がグループホームや地域で自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要であり、そのためには障がい者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、就労を支援する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要です。それが施設で就労する方々の収入(工賃)に直結するため、引き続き、釜石大槌地域自立支援協議会・就労支援部会と連携を図り、就労支援系施設における業務内容の充実や環境整備、一般就労に向けた支援の強化に取り組めます。

また、行政機関から障がい者就労施設に業務などを発注する、いわゆる「ハート購入」については、町が積極的な姿勢で取組みを推進することで、障がいのある人の就労機会の拡大はもちろんのこと、その取組みが民間企業まで波及することや、諸業務のアウトソーシングなどを通じて役場職員の業務改善にもつながり、結果として町民サービスの向上により、町が目指す障がい福祉を中心とした「福祉のまちづくりの推進」にも寄与する取組みとなることから、引き続き下記の取組みを継続的に実施します。

活動指標			
数値目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ハート購入による調達額	500,000 円	500,000 円	500,000 円

《 資 料 編 》

資料1

大槌町障がい者計画策定委員会名簿

(任期:令和8年7月31日まで)

	氏名	所属団体・役職名	備考
委員長	近藤 欣 彌	大槌町民生委員児童委員協議会 会長	社会福祉に関する団体
副委員長	東 梅 康 悦	大槌町障がい児を持つ親の会 ももの会 会長	障がい者団体の代表
委員	佐々木 慶一	大槌町議会 総務教民常任委員会委員	町議会議員
委員	小笠原 正年	社会福祉法人わらび会 理事長	社会福祉に関する団体
委員	川 端 伸 哉	大槌町社会福祉協議会ワークフォローおおつち 管理者	社会福祉に関する団体
委員	東 梅 麻 奈 美	労働者協同組合ワークーズ・センター事業団 大槌地域福祉事業所 所長	社会福祉に関する団体
委員	川 畑 克 弘	社会福祉法人 翔友 かまいしワーク・ステーション 所長	社会福祉に関する団体
委員	佐々木 裕 司	社会福祉法人大洋会 障がい者支援施設四季の郷 施設長	社会福祉に関する団体
委員	小 岩 寛	大槌町身体障害者福祉協議会 常務理事	障がい者団体の代表
委員	外 館 悌	岩手県立釜石祥雲支援学校 校長	教育関係者
委員	菊 池 学	大槌町 副町長	行政機関

- ◆大槌町障がい者計画策定委員会設置規定(平成25年3月29日訓令第3号)により設置
- ◆委員の任期は3年とし、町議会議員、社会福祉に関する団体、障がい者団体、教育関係者、及び関係行政機関の職員から町長が委嘱する。

資料2

大槌町障がい福祉プラン策定経緯

年	月	日	経過内容
令和5	9	27	第1回大槌町障がい者計画策定委員会 (計画の概要、計画策定スケジュール、アンケート概要説明)
	10	4	当事者(個人)向けアンケート開始(締切:10/20)
	10	10	事業者向けアンケート開始(締切:10/23)
	11	22	第2回大槌町障がい者計画策定委員会 (素案協議、実績報告、アンケート調査分析報告)
	12	12	釜石大槌地域障がい者自立支援協議会 (意見聴取)
	12	15	大槌町議会合同常任委員会 (中間報告)
	12	18	パブリックコメント募集開始 (締切:1/12)
令和6	1	26	第3回大槌町障がい者計画策定委員会(仮) (次期障がい福祉プラン草案審議)
	2	15	大槌町議会全員協議会 (原案報告)
	2	29	大槌町議会 (報告)
	3	4	公表

パブリックコメントの実施結果

令和5年12月18日から令和6年1月12日までの間「大槌町障がい福祉プラン」(素案)に対する意見募集を実施しました。寄せられた意見の概要と、寄せられた意見についての本町の考え方を次の通り示します。
意見の提出状況

意見の提出件数 件

	意見の要旨	市の考え方